

諸外国の下院の選挙制度



2016年3月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料
2015-1-c

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供するものです。

諸外国の下院の選挙制度

政治議会調査室・課

2016年3月

国立国会図書館
調査及び立法考査局

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1 イギリス | 2 |
| 2 アメリカ | 4 |
| 3 カナダ | 6 |
| 4 フランス | 8 |
| 5 オーストラリア | 10 |
| 6 スペイン | 13 |
| 7 ベルギー | 15 |
| 8 スウェーデン | 18 |
| 9 デンマーク | 20 |
| 10 イタリア | 23 |
| 11 ドイツ | 26 |
| 12 ニュージーランド | 29 |
| 13 ロシア | 31 |
| 14 韓国 | 33 |
| 付表 各国の下院（一院制議会を含む）の選挙制度に関する一覧表 | 35 |
| 参考資料 各種比例配分方式の概要 | 36 |
| 参考文献 | 42 |

はじめに

我が国の衆議院の選挙制度は、明治22（1889）年の制度導入以来、概括的には、①単純小選挙区制、②大選挙区単記制（明治33年制定）、③単純小選挙区制（大正8年制定）、④中選挙区制（大正14年制定）、⑤大選挙区制限連記制（昭和20年制定）、⑥中選挙区制（昭和22年制定）と変遷し、平成6（1994）年以降、⑦小選挙区比例代表並立制を採用している。明治期以来、数回の大きな改革が行われてきたが、衆議院の選挙制度の在り方については現在もなお種々の議論が続けられており、近年でも、一票の格差是正のための法改正が議論されるに至っている。本資料は、これらの議論に資するため、諸外国の下院（一院制議会を含む。）の選挙制度を概観するものである。

本資料では、G7にロシアを加えた7か国（日本を除く。）を中心に、経済協力開発機構（OECD）加盟国の中から選挙制度に特徴があること等を勘案して、14か国を採り上げた。国の配列は、多数代表制、比例代表制、両者の混合制の順としている。さらに、多数代表制の国は、単純小選挙区制、小選挙区2回投票制、選択投票制に分類して配列し、混合制は併用制、並立制の順で配列した。各国の分類一覧は、巻末の「付表」にまとめている。執筆に当たっては、選挙制度のうちでも、特に議席配分方法、当選人の決定方法といった選出方法を詳述した。ただし、紙幅の制約とともに、各国の記述の統一を図るため、国によっては、制度の複雑な点の説明を割愛しているものもある。その場合、制度の詳細については、各国の末尾に付した「主要法令」や、巻末に挙げた「参考文献」を参照していただければ幸いである。また、各国の選挙制度には、しばしば変更が加えられることを踏まえ、近年の選挙制度改革の内容も盛り込んだ。具体的には、選挙区割りや各選挙区への定数配分の見直しに加え、大規模な改革として、2014年のロシアの改革（2005年に導入された拘束名簿式比例代表制を改め、小選挙区比例代表並立制に回帰）と、2015年のイタリアの改革（拘束名簿式を原則として非拘束名簿式に変更し、多数派プレミアム適用のための法定得票とそこに達する候補者名簿がなかった場合の決選投票の導入）である。

このほか、ドント式をはじめ、各種の比例配分方式については、巻末の「参考資料」を適宜参照していただきたい。

執筆は、調査及び立法考査局政治議会調査室・課の職員（河島太朗、芦田淳、佐藤令、那須俊貴、木村志穂）が分担して行った。

1 イギリス

(1) 総定数：600人

かつては総定数を「著しく613人を超えずかつ下らない数」と定めて議員総数に選挙区改定による変動の余地を与え、1983年以降の議員総数は選挙区改定の結果ほぼ650人前後であった。2011年には減員を図って総定数を「600人」に改め、議員総数に変動の余地はなくなった。しかし、2018年以降予定の次期選挙区改定まで議員総数は引き続き650人である。⁽¹⁾

(2) 任期：原則的におおむね5年（解散あり）

任期は従来5年であったが、下院の不信任がない場合においてもしばしば、首相の求めに応じ国王が解散権を行使して任期満了前に総選挙を行ってきた⁽²⁾。しかし、2011年議会任期固定法は、総選挙期日を5年ごとに5月の第1木曜日とする原則を定め、この間に総選挙を行う実質的な解散（以下「中間解散」という。）の事由を下院の不信任決議及び自主解散決議に限定した⁽³⁾。

その結果、従前どおり首相が主導して中間解散による総選挙を行うことができなくなった。また、中間解散による総選挙がその年の5月の第1木曜日前に行われた場合には、重ねて中間解散がない限り、その後4年目に当たる年の5月の第1木曜日に次期総選挙を行うものとされている⁽⁴⁾。このように、総選挙を行う間隔がおおむね5年程度に収まりやすい制度となっている。

(3) 選挙権年齢・被選挙権年齢：選挙権、被選挙権ともに18歳

(4) 選挙制度の分類：単純小選挙区制

(5) 選挙区

小選挙区 600区

まず、イングランド、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドの各地域に定数を配分し、その定数を基に各地域の中で選挙区割りを行う。

(i) 各地域への定数配分

各地域の選挙人数に比例して、サンラグ式⁽⁵⁾で定数を配分する⁽⁶⁾。

* 本資料におけるインターネット情報の最終アクセス日は、各国とも2016年1月4日である。

(1) Elise Uberoi and Isobel White, "Constituency boundary reviews and the number of MPs," *House of Commons Library Briefing Paper*, No.5929, 9 December 2015. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN05929/SN05929.pdf>> 最初の選挙区改定案の勧告期限は、本来2013年9月末であったが、2013年に当時の連立与党内の確執から次期選挙区改定の見通しが立たなくなり、選挙区改定案の勧告期限が5年間延長された。

(2) 1832年以降、任期満了による総選挙の例は見当たらず、任期末に解散が行われてきた。Colin Rallings and Michael Thrasher, eds., *British electoral facts, 1832-2006*, Aldershot: Ashgate, c2007, pp.106-108 (Table 5.02 and Table 5.03) 等

(3) 自主解散決議は、新設された制度である。なお、正確に言えば、同法は、任期の定めを廃止して5年ごとの総選挙期日を固定し、その直前に形式的な解散を行うこととした。これにより任期満了による総選挙の観念はなくなった。河島太郎「イギリスの2011年議会任期固定法」『外国の立法』No.254, 2012.12, p.13. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023707_po_025402.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(4) 中間解散による総選挙がその年の5月の第1木曜日後に行われた場合には、原則どおり、その後5年目に当たる年の5月の第1木曜日に次期総選挙が行われる。

(ii) 地域内の選挙区割り

各選挙区の選挙人数が原則として基準選挙人数⁽⁷⁾の上下5%以内となるよう⁽⁸⁾、当該各地域の選挙区画定審議会が次期選挙区改定案を作成して勧告する。

なお、2018年以降予定の次期選挙区改定まで引き続き議員総数は650人であり、選挙区も650である。次期選挙区改定案は、2018年9月中に勧告される予定であり、これを受けて各議院の承認が必要な勅令で次期選挙区が定められる。その後、原則として、5年ごとに同様の選挙区改定が行われる。

(6) 投票方法

1票を選挙区の候補者に投票する。

(7) 当選人（数）の決定の仕組み

選挙区ごとに、比較多数の票を得た候補者を当選人とする。

〈主要法令〉

- ・1983年国民代表法（Representation of the People Act 1983 (c.2.)) <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1983/2>>
- ・1986年国会議員選挙区法（Parliamentary Constituencies Act 1986 (c.56.)) <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1986/56>>
- ・2000年政党、選挙及びレファレンダム法（Political Parties, Elections and Referendums Act 2000 (c.41.)) <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/41>>
- ・2006年選挙管理法（Electoral Administration Act 2006 (c.22.)) <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/22>>
- ・2011年議会任期固定法（Fixed-term Parliaments Act 2011 (c.14.)) <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/14>>

(5) 巻末の参考資料を参照。

(6) ただし、選挙区改定の対象外である特例選挙区の選挙人数は、その属する地域の選挙人数から除かれる。特例選挙区は、イングランド地域とスコットランド地域に各2選挙区がある。

(7) 選挙区選挙人数の全国平均をいう。ただし、特例選挙区等を除いて算出する。後掲注(8)を参照。

(8) 選挙区画定基準には、この①選挙区選挙人数の均衡を図る基準のほか、②選挙区の面積は1.3万km²を超えないものとする基準がある。その限りで基準①は緩和され、特例選挙区に加え、面積1.2万km²超の選挙区で基準①の遵守が困難と認められるものを除いて基準選挙人数を算出する。

2 アメリカ

- (1) 総定数：435 人⁽⁹⁾
- (2) 任期：2 年
- (3) 選挙権年齢・被選挙権年齢：選挙権 18 歳、被選挙権 25 歳
- (4) 選挙制度の分類：単純小選挙区制（一部、小選挙区 2 回投票制（(7)(ii)参照））

(5) 選挙区

小選挙区 435 区

まず各州に定数を配分し、その定数を基に各州内で選挙区割りを行う。

(i) 各州への定数配分

各州の人口に比例して均等比例方式（method of equal proportions）⁽¹⁰⁾で定数を配分する。

(ii) 州内の選挙区割り

州内の区割りは、各州の州法により画定される。原則として各州議会が区割り案を作成するが、第三者機関が区割りをを行う州もある。一連の連邦最高裁判決により、州内の各選挙区の人口は可能な限り同数となるように区割りが行われるものとされている。⁽¹¹⁾

(6) 投票方法

1 票を選挙区の候補者に投票する。

(7) 当選人（数）の決定の仕組み

(i) 候補者の選定

本選挙の前に各政党で候補者の選定⁽¹²⁾が行われる。各政党で選定された候補者が本選挙における各政党の候補者となる。

ただし、ルイジアナ州では事前の候補者の選定は行われ⁽¹³⁾ない。

(ii) 本選挙

選挙区ごとに、比較多数の票を得た候補者を当選人とする。

(9) なお、上記 435 人以外に、コロンビア特別区、米領サモア、グアム、北マリアナ諸島、ヴァージン諸島から任期 2 年の派遣委員（Delegates）各 1 人が選出され、プエルト・リコから任期 4 年の常駐弁務官（Resident Commissioner）1 人が選出される。これら 6 人の準議員は、一定の場合を除き、表決権を持たない。

(10) 除数式による比例配分方式の一種で、ヒル式、ハンチントン式などとも呼ばれる。総定数 435 人のうち、50 州に 1 人ずつを配分した上で、残余の 385 人について、各州の人口を $\sqrt{1 \times 2}$ 、 $\sqrt{2 \times 3} \dots \sqrt{(n-1)n}$ で除し、その商の大きい順に定数に達するまで定数を配分していく。

(11) 2010 年の区割りの見直しについては、上田路子「2010 年の連邦下院議席配分と選挙区区割り見直し作業—2012 年以降の選挙に与える影響—」吉野孝・前嶋和弘編著『オバマ政権と過渡期のアメリカ社会—選挙、政党、制度、メディア、対外援助—』東進堂、2012、pp.117-141 を参照。

(12) 政党内の内部手続ではなく、各州の州法で制度化されている。その内容は州により異なり、選挙の方式を採る予備選挙（primary）により選定を行う場合と、党員集会（caucus）により選定を行う場合がある。

(13) 本選挙では(7)(ii)で記すように過半数の票を得た候補者を当選人とし、該当する候補者がいない場合は決選投票を行うので、本選挙に予備選挙の性格を持たせているといえることができる。

ただし、ジョージア州及びルイジアナ州では過半数の票を得た候補者を当選人とする。該当する候補者がいない場合は、上位 2 人による決選投票が行われ、比較多数の票を得た候補者を当選人とする。

〈主要法令〉

- ・ 合衆国法典第 2 編第 1 章 (2 USC Ch. 1: ELECTION OF SENATORS AND REPRESENTATIVES) <<http://uscode.house.gov/browse/prelim@title2/chapter1&edition=prelim>>

3 カナダ

(1) 総定数：338 人

10 年ごとに行われる国勢調査の結果に基づき調整される⁽¹⁴⁾ (5参照)。

(2) 任期：5 年（解散あり）

憲法上、下院の議会期は、戦争、侵略又は反乱の発生又はそのおそれがあるときを除き、選挙結果報告の日（the Day of the Return of the Writs）から 5 年を超えないものとされているが、2007 年の選挙法改正により、下院議員の総選挙は前回総選挙の投票日から 4 暦年目（fourth calendar year）の 10 月の第 3 月曜日に行うこととされた⁽¹⁵⁾。

(3) 選挙権年齢・被選挙権年齢：選挙権、被選挙権ともに 18 歳

(4) 選挙制度の分類：単純小選挙区制

(5) 選挙区

小選挙区 338 区

まず各州及び準州に定数を配分し、その定数を基に各州内で選挙区割りを行う。

(i) 各州及び準州への定数配分

州には次の①から④までの手続で定数が配分され、準州には定数各 1 人が配分される。

- ① 各州の人口を基数⁽¹⁶⁾で割り、その商の小数点以下の端数を切り上げた値を各州に配分する。
- ② ①により各州に配分された定数が、当該各州の上院議員定数を下回る場合には、これと同数になるように定数を追加する⁽¹⁷⁾。
- ③ ①②の適用により各州に配分された定数が、1985 年憲法（代表）施行時に各州に配分された定数を下回る場合には、これと同数になるように定数を追加する⁽¹⁸⁾。
- ④ 前回の国勢調査に基づく定数再配分において過大に代表された州が、①②③の適用の結果過小に代表されることになる場合には、その州の定数が人口に比例するように、定数が追加される⁽¹⁹⁾。

①から④までの手続で各州に配分された定数と、3 つの準州に配分された定数との合計が、下院の総定数となる。

(14) 1867 年憲法第 52 条は、カナダ連邦議会が下院の議員定数を増員することができるとする。ただし、各州の人口に比例した定数配分の原則に違反してはならない。2011 年 5 月の総選挙執行時の総定数は 308 人であったが、総選挙後に各州への定数配分の規定が改正され、その結果、2015 年 10 月の総選挙執行時における総定数は 30 人増えて 338 人となった。

(15) ただし、総督の有する議会の解散権には影響しないとされており、解散事由には特に制限がないため、従来同様、総選挙の間隔が 4 年より短くなることはある。また、法定期日（前回総選挙の投票日から 4 暦年目の 10 月の第 3 月曜日）以前に解散総選挙があったときは、次期総選挙までの期間が任期の 5 年近くまで長期化する可能性がある。

(16) 2011 年の国勢調査に基づく定数再配分に用いる基数は、111,166 である。次回以降の定数再配分に関する基数は、前回定数再配分の際の基数に、前回の定数再配分以降の州別の人口増加率の平均を乗じた数となる。

(17) 1867 年憲法第 51A 条。上院条項などと呼ばれる。

(18) 1867 年憲法第 51 条第 1 項第 2 則。既得権条項などと呼ばれる。

(19) 1867 年憲法第 51 条第 1 項第 3 則及び第 4 則。

(ii) 州内の選挙区割り

各州の定数を基に、各州の選挙区画定委員会により各州内の選挙区割りが行われる。

(6) 投票方法

1票を選挙区の候補者に投票する。

(7) 当選人（数）の決定の仕組み

選挙区ごとに、比較多数の票を得た候補者を当選人とする。

〈主要法令〉

- ・カナダ選挙法（Canada Elections Act）<<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/e-2.01/FullText.html>>

4 フランス

(1) 総定数：577 人

(2) 任期：5 年（解散あり）⁽²⁰⁾

(3) 選挙権年齢・被選挙権年齢：選挙権、被選挙権ともに 18 歳⁽²¹⁾

(4) 選挙制度の分類：小選挙区 2 回投票制

(5) 選挙区

小選挙区 577 区

(i) 県（海外県を含む。）の選挙区 558 区

まず、各県に(ii)及び(iii)を除く定数 558 人を配分し、県内で選挙区割りをを行う。政府が区割りを定めるオルドナンス案を作成し、独立委員会の審査を受ける。⁽²²⁾

(a) 各県への定数配分

議員 1 人当たり人口としてある値を定め、各県の人口をその値で除し、商の小数点以下の端数を切り上げた値を各県に配分する⁽²³⁾。

(b) 県内の選挙区割り

各選挙区の人口が当該県の選挙区平均人口から 20% 以上乖離してはならない。

(ii) ニューカレドニア及び憲法第 74 条に基づく海外公共団体の選挙区 8 区

(iii) 在外フランス人の選挙区 11 区⁽²⁴⁾

(6) 投票方法

1 票を選挙区の候補者に投票する。

(7) 当選人（数）の決定の仕組み

① 選挙区ごとに、第 1 回投票で、有効投票総数の過半数、かつ、選挙人数の 4 分の 1 以上の票を得た候補者がいる場合には、その候補者を当選人とする。

② ①に該当する候補者がいない場合には、選挙人数の 12.5% 以上の得票者（該当者が 2 人未満の時は、上位 2 人）が 1 週間後の第 2 回投票に進出し、比較多数の票を得た候補者を当選人とする。

²⁰ 総選挙後 1 年間及び大統領が非常措置権限の行使中は解散できない。

²¹ 下院議員及び上院議員の選挙に関する 2011 年 4 月 14 日の組織法律第 2011-410 号により、被選挙権年齢が 23 歳から 18 歳に引き下げられた。

²² 詳細については、只野雅人「投票価値の平等と行政区画」『一橋法学』9 卷 3 号, 2010.11, pp.769-783. <<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/18753/2/hogaku0090300970.pdf>> を参照。

²³ 現在の定数配分では議員 1 人当たり人口を 125,000 人としている。この方式は、フランスでは区切り（tranche）方式と言われているが、これはアダムズ式と同様の考え方である。アダムズ式については、巻末の参考資料を参照。

²⁴ 下院在外フランス人選出議員は、2008 年 7 月の憲法改正によって設けられ、2012 年 6 月の総選挙において初めて選挙された。詳細については、服部有希「フランスの選挙制度及び政治家等の資産公開制度の改革」『外国の立法』No.254, 2012.12, pp.35-72. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023708_po_025403.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> を参照。

〈主要法令〉

- ・ 選挙法典 (Code électoral) <<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006070239&dateTexte=20160108>>

5 オーストラリア

(1) 総定数：150 人

憲法は、下院の総定数は上院の総定数⁽²⁵⁾の2倍に可能な限り近いものと規定している。議会は、憲法に反しない限り、下院の定数を増減するための法律を定めることができる⁽²⁶⁾。

(2) 任期：3 年（解散あり）⁽²⁷⁾

(3) 選挙権年齢・被選挙権年齢：選挙権、被選挙権ともに 18 歳

(4) 選挙制度の分類：選択投票制

選挙区ごとに、過半数の票を得た候補者を当選人とする。当該候補者がなければ最低得票者の落選を決定し、その得票を選挙人が投票用紙に記載した選好順位に従い次順位の候補者に移譲する。過半数の得票者を求めてこれを繰り返す制度である。

(5) 選挙区

小選挙区 150 区

まず各州、準州及び首都特別地域（以下「州等」という。）に定数を配分し、その定数を基に州等の中で選挙区割りを行う。

(i) 各州等への定数配分

憲法は、各州の定数について、それぞれの人口に比例するものとしつつも、連邦成立当初からの 6 州については少なくとも 5 人以上を配分するものとしている⁽²⁸⁾。

各州の具体的な定数配分は次のように定められる⁽²⁹⁾。

- ① 6 州の人口⁽³⁰⁾の合計を、その上院議員の定数の合計の 2 倍の数で除し、基数を求める。
- ② 各州の人口を①で求めた基数で除し、商（整数部分）と剰余を求める。各州には商に相当する定数を配分する。
- ③ ②の剰余が基数の 2 分の 1 を超える州には、定数 1 人を追加する。

²⁵⁾ 現在のの上院の総定数は、76 人（6 つの州に各 12 人、1 つの準州及び首都特別地域に各 2 人）である。

²⁶⁾ 実際には、上院の定数を増やす形で下院の定数も増やしている。

²⁷⁾ 憲法上は下院の解散の時期に関する規定はないが、上院（任期 6 年で 3 年ごとに半数改選）単独の選挙に費用がかかること、また、政権の信任に直接の関係がない上院議員選挙では政権党に厳しい結果が出ることが多いため、上院議員選挙のみが行われることは少なく、通常は下院も上院議員選挙（上院議員の任期満了 1 年前から可能）と同日になるように解散されていることから、実質的に下院の解散権が束縛されているという指摘がある。杉田弘也「オーストラリアの二院制—憲法上の規定と現実—」『北大法学論集』64(6), 2014.3, pp.134-135. <http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/54911/1/lawreview_vol64no6_11.pdf> 後述の上下両院同時解散総選挙を含め、1974 年以降現在まで、上院と下院の選挙は同日に行われている。また、オーストラリアは、上院の権限が強く、上院と下院との間で法案の調整がつかず膠着状態になった場合に上下両院の同時解散が可能であるという特徴があり、過去に 6 回行われている（1914 年、1951 年、1974 年、1975 年、1983 年及び 1987 年）。上下両院同時解散については、杉田 同、pp.123-154; 大曲薫「対称的二院制の現在」『オーストラリア・ラッド政権の 1 年（総合調査報告書）』（調査資料 2008-5）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2009, pp.44-60. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1001807_po_200885.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> 参照。

²⁸⁾ 2014 年 11 月に決定された定数配分では、当該規定によりタスマニア州に 5 人の定数が配分された。

²⁹⁾ 準州及び首都特別地域の配分規定は州の規定より若干複雑であるが、各準州等の人口を①の基数で除した商から定数を導き出すという算出方法は同様である。

³⁰⁾ 基数算出の基となる人口には、準州及び首都特別地域の人口を含まない。

(ii) 州等内の選挙区割り

各州等の中の選挙区割りは、各州等の個別の再区画委員会により行われる⁽³¹⁾。区割りの際には、選挙区内の有権者数が、各州等の登録有権者数を各州等に割り当てられた下院議員の議席数で除して得られた登録有権者基数 (quota of electors) から上下 10% 以内に収まるようにしなければならない。また、実現可能な範囲内で、区割りの見直しから 3 年半経過時点において、選挙区内の有権者数が予測される登録有権者基数から上下 3.5% 以内に収まるようにすることが求められる。

(6) 投票方法

投票用紙にあらかじめ印刷された選挙区の全候補者に 1、2、3…と選好順位を記載して投票する (図 1 参照)。

【義務投票】

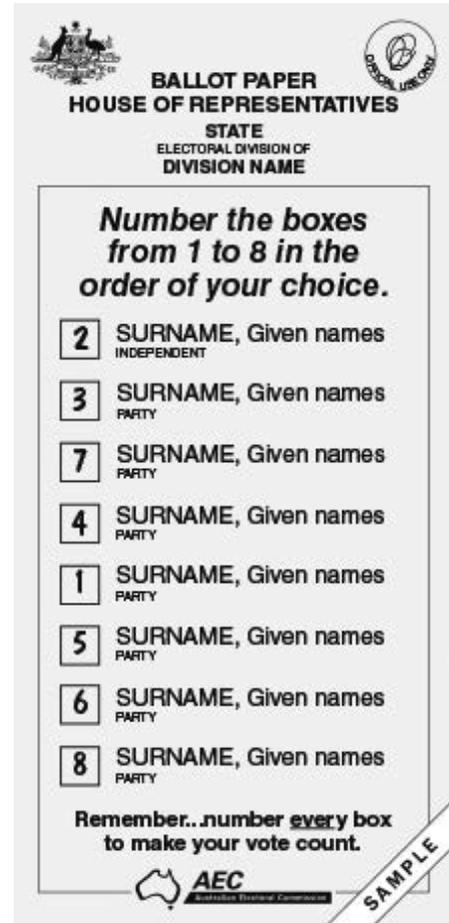
選挙において投票を行わなかった有権者には、投票日から 3 か月以内に、違反の通告がなされる⁽³²⁾。

違反の通告を受けた有権者は、指定された期日までに選挙管理官に対して正当かつ十分な理由を示すか、20 オーストラリアドルの反則金を支払うことで、訴追を免れることができる。正当かつ十分な理由がなく支払に応じない場合には、選挙管理委員会が訴訟を提起し、180 オーストラリアドルの罰金が科される⁽³³⁾。

(7) 当選人 (数) の決定の仕組み

- ① 選挙人が第 1 順位に指定した候補者の得票を集計する。過半数の票を得た候補者がいる場合は、その候補者を当選人とする。
- ② ①において過半数の票を得た候補者がいない場合は、まず、最低得票候補者を落選とし、次に、その得票を除外し、選挙人の指定した候補者の順位に従い、次順位の候補者に移譲する。
- ③ ②による移譲の結果、過半数の票を得た候補者が現れた場合は、その候補者を当選人とする。過半数を得た候補者がいない場合は、過半数の票を得る候補者が現れるまで、この手続を

図 1 オーストラリア下院選挙の投票用紙 (見本)



(出典) Australian Electoral Commission, "How to make your vote count," 26 November 2014. <http://www.aec.gov.au/Voting/How_to_vote/how_to_vote.htm>

(31) ①各州に配分される定数に変更があったとき、②各州内の3分の1を超える選挙区の登録有権者数が、2か月を超えて選挙区当たりの平均登録有権者数と1割を超える乖離を生じているとき又は③直近の再区画実施から7年が経過したときに、選挙区割りの見直しが必要とされる。選挙区割りの詳細については、松尾和成「オーストラリア連邦議会下院選挙区の較差是正制度」『レファレンス』681号、2007.10、pp.49-65。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999712_po_068103.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>を参照。

(32) 当該有権者が①死亡している場合、②投票日にオーストラリア国内にいない場合、③投票資格がない場合又は④投票しない正当かつ十分な理由がある場合は、選挙管理官は通告を発する必要がある。

(33) 連邦選挙法上は50オーストラリアドルの罰金と規定されているが、1914年犯罪法の規定により、実際に科される罰金の金額は180オーストラリアドルである。なお、罰金額は、同法により、2018年7月1日から3年ごとに物価調整された金額となる。

繰り返す（表 1 参照）。

表 1 オーストラリア下院選挙における当選人決定の事例

| | A 候補 | B 候補 | C 候補 | D 候補 | E 候補 |
|-------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------|
| 第 1 回 集計 | 13,788 票 (21.26%) ③ | 23,215 票 (35.79%) ① | 14,688 票 (22.65%) ② | 12,312 票 (18.98%) ④ | 856 票 (1.32%) ⑤ 落選 |
| 落選者の得票の移譲 | ↓ + 269 票 | ↓ + 229 票 | ↓ + 98 票 | ↓ + 260 票 | |
| 第 2 回 集計 | 14,057 票 (21.67%) ③ | 23,444 票 (36.15%) ① | 14,786 票 (22.80%) ② | 12,572 票 (19.38%) ④ 落選 | |
| 落選者の得票の移譲 | ↓ + 6,635 票 | ↓ + 4,888 票 | ↓ + 1,049 票 | | |
| 第 3 回 集計 | 20,692 票 (31.90%) ② | 28,332 票 (43.68%) ① | 15,835 票 (24.41%) ③ 落選 | | |
| 落選者の得票の移譲 | ↓ + 12,525 票 | ↓ + 3,310 票 | | | |
| 第 4 回 集計 | 33,217 票 (51.21%) ① 当選 | 31,642 票 (48.79%) ② 落選 | | | |

(注 1) 当該事例における有効投票総数は 64,859 票、当選に必要な過半数の票数は 32,430 票である。

(注 2) 表中の括弧内の数字は各回集計時における各候補者の得票率を、丸囲みの数字は各回集計時における各候補者の得票の順位を示す。

(出典) Australian Electoral Commission, “Counting the votes for the House of Representatives,” 17 July 2015.<http://www.aec.gov.au/voting/counting/hor_count.htm> 掲載の事例（2010 年総選挙、タスマニア州デニソン選挙区）を基に筆者作成。

〈主要法令〉

- ・ 1918 年連邦選挙法（Commonwealth Electoral Act 1918）<<https://www.comlaw.gov.au/Series/C1918A00027>>

6 スペイン

- (1) 総定数：350 人
- (2) 任期：4 年（解散あり）
- (3) 選挙権年齢・被選挙権年齢：選挙権、被選挙権ともに 18 歳
- (4) 選挙制度の分類：拘束名簿式比例代表制（一部、単純小選挙区制）

(5) 選挙区

(i) 比例区

50 区（定数 2～36 人⁽³⁴⁾、県単位、計 348 人）

各選挙区の人口に比例してヘアー式最大剰余法⁽³⁵⁾で定数を配分する。

(ii) 小選挙区

2 区（自治市のセウタとメリリヤ⁽³⁶⁾、計 2 人）

(6) 投票方法

(i) 比例区

1 票を政党名簿（選挙区単位）に投票する。

(ii) 小選挙区

1 票を候補者に投票する。

(7) 当選人（数）の決定の仕組み

(i) 比例区

- ① 選挙区ごとに、政党名簿の得票に比例して、ドント式⁽³⁷⁾で各政党に議席を配分する。
- ② あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、上位から配分議席分の候補者を当選人とする。

(ii) 小選挙区

選挙区ごとに、比較多数の票を得た候補者を当選人とする。

【阻止条項】

比例区の各選挙区での得票率が有効投票総数⁽³⁸⁾の 3% 未満の政党は、当該選挙区で議席配分を受けられない⁽³⁹⁾。

⁽³⁴⁾ “Listado de Comunidades y Ciudades Autónomas.” Congreso de los Diputados Website <<http://www.congreso.es/portal/page/portal/Congreso/Congreso/Diputados/DipCircuns>>

⁽³⁵⁾ 巻末の参考資料を参照。

⁽³⁶⁾ アフリカにある海外領土（本国領土の一部である飛地）。

⁽³⁷⁾ 巻末の参考資料を参照。

⁽³⁸⁾ スペインの場合、有効投票総数に白票も含める。

⁽³⁹⁾ このような規定を、阻止条項という。阻止条項とは、小党分立を防ぐため、政党の法定得票を設ける規定である。比例代表制の下で阻止条項が設けられた場合、一般に、法定得票に達しない政党の得票が有効投票総数から差し引かれて議席配分の計算が行われる。

〈主要法令〉

- ・ 一般選挙制度に関する 1985 年 6 月 19 日の組織法律第 5 号 (Ley Orgánica 5/1985, de 19 de junio, del Régimen Electoral General) <<http://www.infoelectoral.interior.es/ley-organica-del-regimen-electoral-y-sus-modificaciones>>

7 ベルギー

(1) 総定数：150 人

(2) 任期：5 年（解散あり）

下院議員選挙は欧州議会議員選挙と同時に実施されることとなっており、解散総選挙で当選した議員の任期は、直後の欧州議会議員選挙までである。

(3) 選挙権年齢・被選挙権年齢：選挙権、被選挙権ともに 18 歳

(4) 選挙制度の分類：非拘束名簿式比例代表制

選挙区単位の非拘束名簿式比例代表制である。

(5) 選挙区

比例区 11 区（定数 4～24 人）

原則として各州を選挙区とする。各選挙区の人口に比例してヘアー式最大剰余法⁽⁴⁰⁾で定数を配分する。

(6) 投票方法

1 票を政党名簿（選挙区単位）のいずれか又はその登載者 1 人以上全員以下に対して優先投票⁽⁴¹⁾をする。ただし、同一候補者への複数の優先投票は行えない。1 枚の投票用紙に、各政党の名簿が掲載されており（図 2 参照）、優先投票を行わずに政党名簿に投票する場合は一番上の投票欄に、優先投票をする場合は候補者の右の投票欄に、それぞれ印を付けて投票する。

図 2 ベルギー下院選挙の投票用紙のイメージ

| X 党 | | Y 党 | | Z 党 | | |
|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
| 1 | A 候補 | 1 | G 候補 | 1 | M 候補 | |
| 2 | B 候補 | 2 | H 候補 | 2 | N 候補 | |
| 3 | C 候補 | 3 | I 候補 | 3 | O 候補 | |
| 4 | D 候補 | 4 | J 候補 | 4 | P 候補 | ... |
| 5 | E 候補 | 5 | K 候補 | 5 | Q 候補 | |
| 6 | F 候補 | 6 | L 候補 | 6 | R 候補 | |
| ⋮ | | ⋮ | | ⋮ | | |

（出典） 筆者作成。

(40) 巻末の参考資料を参照。

(41) このように、非拘束名簿式比例代表制や自由名簿式比例代表制において、名簿登載候補者等に対する投票を「優先投票」という。優先投票は、何らかの形で候補者の当選順位に反映される。

【義務投票】

初回の棄権に対する罰金は5～10ユーロ、2回目以降の棄権に対する罰金は10～25ユーロである⁽⁴²⁾。さらに、15年間に4回以上棄権した場合は10年間、選挙人名簿から抹消される等の制裁を受ける。ただし、棄権者に、実際に罰金等の制裁が科されることは、あまりないとされる⁽⁴³⁾。

(7) 当選人（数）の決定の仕組み

- ① 選挙区ごとに、各政党名簿の得票⁽⁴⁴⁾に比例してドント式⁽⁴⁵⁾で議席を配分する。
- ② 選挙区ごとに、各政党名簿から、優先投票の得票が当選基数⁽⁴⁶⁾に達した候補者を当選人とする。当選基数に達しない候補者に対しては、名簿掲載順に政党名簿得票等⁽⁴⁷⁾を移譲し、当選基数に達した者を当選人とする。この移譲においては、政党名簿得票等の半数の票が移譲される（表2参照）。
- ③ 残余の議席があれば、優先投票の得票順に当選人とする。ただし、政党名簿得票等の移譲を受けたものの当選基数に達しなかった候補者は、移譲された政党名簿得票等も優先投票の得票に加えて当落を決定する。

表2 ベルギー下院選挙における政党内の当落決定の例

ある選挙区でX党が50,000票を得て、ドント式に基づく政党間の議席配分の結果4議席を得たと仮定する。この場合の候補者の当選基数は、 $50,000 \text{ 票} \div (4 \text{ 議席} + 1) = 10,000 \text{ 票}$ となる。50,000票のうち、政党名簿得票等が20,000票（したがって半数の10,000票が候補者に移譲される）で、候補者A～Fの優先投票の得票が以下の票数である場合を検討する。

| | 候補者 | 優先投票 | 政党名簿得票等からの移譲 | 合計 | 当落 |
|---|------|----------|--------------|----------|----|
| 1 | A 候補 | 5,000 票 | 5,000 票 | 10,000 票 | ④ |
| 2 | B 候補 | 11,000 票 | | 11,000 票 | ③ |
| 3 | C 候補 | 12,000 票 | | 12,000 票 | ② |
| 4 | D 候補 | 1,000 票 | 5,000 票 | 6,000 票 | × |
| 5 | E 候補 | 13,000 票 | | 13,000 票 | ① |
| 6 | F 候補 | 7,000 票 | | 7,000 票 | × |

この例では、優先投票の得票が当選基数を超えた候補者E、C、Bをまず当選人とする。次に政党名簿得票等の20,000票の半数の10,000票を名簿掲載順に移譲する。候補者Aに当選基数までの不足分である5,000票を移譲する。合計で当選基数の10,000票に達するAが、4人目の当選人となる。移譲に使用される政党名簿得票等の残りの5,000票を、名簿掲載順位が上位の未当選候補者Dに移譲しても、当選基数には達しない。このように4議席を得たX党は、E、C、B、Aの候補者4人が当選人となる。

（出典）筆者作成。

(42) 実際に課される罰金は、法律でこれらの額に6を乗じた額とされている。

(43) 2015年10月ベルギー内務省における聞き取り調査に基づく。

(44) 投票者1人が何人の候補者に優先投票をしても、政党間の議席配分の段階では、候補者が掲載された同じ政党名簿に対する1票となる。

(45) 巻末の参考資料を参照。

(46) 当選基数は、「当該選挙区での政党の得票 ÷ (獲得議席 + 1)」で得られる。

(47) 図2で示した政党名簿の略図において、省略した名簿の下部には、補充候補者の名簿が続いている。「政党名簿得票等」は、政党のみを選択し優先投票を行わなかった票と、補充候補者に対する優先投票のみを行った票の合計を指す。

【阻止条項】

選挙区での得票率が有効投票総数の5%未満の政党は、当該選挙区で議席配分を受けられない。

〈主要法令〉

- ・ 選挙法典 (Code électoral) <http://elections.fgov.be/fileadmin/user_upload/Elections2014/FR/Electeurs/reglementation/lois/CODE-ELECTORAL_KIESWETBOEK_Vers20140215.pdf>

8 スウェーデン

(1) 総定数：349 人

(2) 任期：4 年（解散あり）⁽⁴⁸⁾

(3) 選挙権年齢・被選挙権年齢：選挙権、被選挙権ともに 18 歳

(4) 選挙制度の分類：非拘束名簿式比例代表制

選挙区単位での非拘束名簿式比例代表制であり、全国単位の調整議席で得票率と議席率の不均衡の解消を図る。

(5) 選挙区

比例区 29 区（定数 2～38 人、多くの選挙区は 10～12 人）

総定数 349 人のうち、調整議席分の 39 人を除く 310 人を各選挙区の人口に比例して修正サンラグ式⁽⁴⁹⁾で配分する。

原則として各県（län）を選挙区とする。

(6) 投票方法

1 票を政党名簿（選挙区単位）に投票する。政党名簿の候補者のうち 1 人に対して優先投票をすることもできる。

(7) 当選人（数）の決定の仕組み

① 選挙区ごとに、政党名簿の得票（当該政党の候補者の得票を含む。）に比例して、修正サンラグ式で各政党に議席を配分する。

② 政党名簿の全国得票に比例して、修正サンラグ式で各政党に総定数分の 349 議席を仮配分する。

③ 政党ごとに①の配分議席の全国合計と、②の仮配分議席数を比較する。②が①以上の政党については、調整議席から差分の議席を追加して②の議席を確定する。①が②を超える政党については、①の議席を確定する。次いで、当該政党の確定議席を総定数分の 349 議席から減じて得た議席につき、他の政党について②の計算と③の議席の追加をやり直す。

④ 各政党に追加された調整議席は、各選挙区での得票に応じて、修正サンラグ式の要領で各選挙区に配分される。このとき、当該各選挙区につき①の配分議席を通算し、③の調整議席まで配分する。

⑤ 各政党の各選挙区の配分議席は、①の配分議席と④の調整議席の合計となる。選挙区ごとに配分された議席分の候補者を当選人とする（図 3 参照）。当選人は(a)所属政党の得票の 5% 以上の優先投票を得た候補者については得票順、(b)それだけでは配分された議席に足らな

(48) 過去の解散は、1958 年の 1 例のみである。

(49) 巻末の参考資料を参照。2014 年の統治法（憲法）及び選挙法の改正により、修正サンラグ式に用いる数列の初項「1.4」を「1.2」に改めた。その理由は、従来よりさらに得票に比例した議席配分を行うためである。

い場合はあらかじめ政党が定めた名簿順位に従って決定される。

【阻止条項】

①の各選挙区において、全国で4%未満かつ当該選挙区で12%未満の得票率の政党には議席が配分されない。②の全国レベルにおける議席仮配分において、全国で4%未満の得票率の政党には議席が配分されない。

図3 スウェーデン議会選挙における調整議席の配分方法

ここでは、仮に、スウェーデンの総定数を15人、その全選挙区をX県(定数4人)、Y県(同3人)及びZ県(同5人)、調整議席分の定数を3人とし、A党、B党及びC党につきそれぞれ次表の得票を仮定して議席配分を行う。

(i) 県ごとに各政党の得票に比例して修正サンラグ式で議席を配分する。

(ii) 各政党の全国合計得票に比例して、総定数分の議席を修正サンラグ式で仮配分する。

| | X県 (4人) | Y県 (3人) | Z県 (5人) | 各県の配 分議席の 全国合計 | 全国得票 | 仮配分 議席数 | 調整議席 |
|----|------------|------------|------------|----------------------|----------|------------|------|
| A党 | 40,000票(2) | 35,000票(2) | 25,000票(1) | 5議席 | 100,000票 | 6議席 | 1議席 |
| B党 | 30,000票(2) | 10,000票(0) | 40,000票(2) | 4議席 | 80,000票 | 5議席 | 1議席 |
| C党 | 10,000票(0) | 15,000票(1) | 35,000票(2) | 3議席 | 60,000票 | 4議席 | 1議席 |

(iii) 各政党の仮配分議席数と、各県の配分議席の全国合計との差が調整議席となる。

[A党の調整議席の配分]

[B党の調整議席の配分]

[C党の調整議席の配分]

| | X県 | Y県 | Z県 | X県 | Y県 | Z県 | X県 | Y県 | Z県 |
|-------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|---------|
| 得票 | 40,000 | 35,000 | 25,000 | 30,000 | 10,000 | 40,000 | 10,000 | 15,000 | 35,000 |
| ÷ 1.2 | 33,333① | 29,167② | 20,833③ | 25,000② | 8,333⑤ | 33,333① | 8,333④ | 12,500② | 29,167① |
| ÷ 3 | 13,333④ | 11,667⑤ | 8,333⑥ | 10,000④ | 3,333 | 13,333③ | 3,333 | 5,000 | 11,667③ |
| ÷ 5 | 8,000⑦ | 7,000 | 5,000 | 6,000 | 2,000 | 8,000⑥ | 2,000 | 3,000 | 7,000⑤ |
| ÷ 7 | 5,714 | 5,000 | 3,571 | 4,286 | 1,429 | 5,714 | 1,429 | 2,143 | 5,000 |

(iv) 各政党の最終的な県別議席がその県別得票に比例するよう修正サンラグ式で調整議席を配分済の県別議席数に追加して配分する。

- (注1) 網掛けは配分済みの議席を、下線は調整議席として配分された議席を示す。
 (注2) 表中の丸囲みの数字は、各党における商の大きさの順位を示す。
 (注3) A党は、X県2議席、Y県2議席、Z県2議席(うち調整議席1)
 B党は、X県2議席、Y県1議席(うち調整議席1)、Z県2議席
 C党は、X県1議席(うち調整議席1)、Y県1議席、Z県2議席となる。
 (出典) 筆者作成。

〈主要法令〉

・選挙法 (Vallag (Svensk författningssamling 2005:837)) <http://www.riksdagen.se/sv/Dokument-Lagar/Lagar/Svenskforfattningssamling/Vallag-2005837_sfs-2005-837/?bet=2005:837>

9 デンマーク

(1) 総定数：179 人

(2) 任期：4 年（解散あり）

(3) 選挙権年齢・被選挙権年齢：選挙権、被選挙権ともに 18 歳

(4) 選挙制度の分類：非拘束名簿式比例代表制

本土においては、選挙区単位の非拘束名簿式比例代表制であり、全国単位の調整議席を選挙地域、さらに選挙区に配分することにより得票率と議席率の不均衡の解消を図る。

(5) 選挙区

(i) デンマーク本土（計 175 人）

① 選挙地域（landsdele）：3 区（定数 50～60 人）

② 選挙区（storkredse）：10 区（定数 2 人のボーンホルム選挙区を除き定数 10～20 人）

③ 立候補区（opstillingskredse）：92 区

選挙は、選挙区を基本的な単位として行われる。ただし、定数配分や調整議席の配分の計算には選挙地域が用いられ、候補者の得票の集計は立候補区を単位として行われる。

(a) 各選挙地域への定数配分

デンマーク本土の定数 175 人を、各選挙地域の人口、選挙人数及び面積から一定の方法で算出した値に比例してヘアー式最大剰余法で配分し、その選挙地域定数とする⁽⁵⁰⁾。

(b) 各選挙区への定数配分

デンマーク本土の定数 175 人のうち調整議席分の 40 人を除く 135 人を各選挙区の人口、選挙人数及び面積から一定の方法で算出した値に比例して、ヘアー式最大剰余法で配分する。ただし、ボーンホルム選挙区の定数は 2 人以上でなければならない。

(c) 各選挙地域の調整議席

(a)で配分された選挙地域定数と、(b)の当該選挙地域内各選挙区選挙区定数の合計との差が各選挙地域の調整議席定数となる。

2015 年総選挙における選挙区内の立候補区数、選挙区定数、選挙地域定数及び調整議席定数は表 3 のとおりである。

(ii) 本土外：選挙区 2 区（フェロー諸島及びグリーンランド、定数 2 人、計 4 人）

(6) 投票方法

1 票を政党名簿のいずれか又はその選挙区の名簿に登録された候補者 1 人に投票する⁽⁵¹⁾。

⁵⁰ 憲法で、定数配分に当たっては、住民の数、選挙人の数及び人口密度を考慮しなければならないと規定されている。具体的には、各選挙地域について、〔人口＋直近の総選挙の選挙人数＋面積（km²）×20〕の値に比例して、ヘアー式最大剰余法で定数を配分する。②の選挙区への定数配分も同様の方法で行う。ヘアー式最大剰余法の配分方式については巻末の参考資料を参照。

⁵¹ 選挙人の属する選挙区の候補者名簿に登録されている候補者ならば選挙人の属する立候補区で立候補していない候補者に優先投票することも可能である。

表3 デンマーク議会 2015年総選挙における選挙区内の立候補区数、選挙区定数、選挙地域定数及び調整議席定数

| 選挙地域 | 選挙区 | 選挙区内の立候補区数 | 選挙区定数 | 選挙地域定数 | 調整議席定数 | |
|---------------|-----------|------------|-------|--------|--------|----|
| 首都地域 | コペンハーゲン | 12 | 16 | 39 | 50 | 11 |
| | コペンハーゲン近郊 | 8 | 11 | | | |
| | 北シェラン | 6 | 10 | | | |
| | ボーンホルム | 2 | 2 | | | |
| シェラン・南デンマーク地域 | シェラン | 12 | 20 | 50 | 65 | 15 |
| | ヒュン | 8 | 12 | | | |
| | 南ユラン | 13 | 18 | | | |
| 中央ユラン・北ユラン地域 | 東ユラン | 11 | 18 | 46 | 60 | 14 |
| | 西ユラン | 11 | 13 | | | |
| | 北ユラン | 9 | 15 | | | |
| 計 | | 92 | 135 | 175 | 40 | |

(出典) 議会選挙法別表1に基づき、安田隆子「デンマークの選挙制度」『レファレンス』769号, 2015.2, p.34. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8969568_po_076902.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> の表2を参考に筆者作成。

(7) 当選人(数)の決定の仕組み

(i) デンマーク本土

選挙区ごとに各政党に配分した議席と、全国単位で総定数分の議席を各政党に配分した議席との差を調整議席として、各選挙地域及び各選挙区に配分する。

(a) 各選挙区における各政党への議席配分

選挙区ごとに、政党名簿の得票(当該政党の候補者の得票を含む。)に比例してドント式⁽⁵²⁾で選挙区定数分の議席を配分する。

(b) 各政党への調整議席の配分

まず、デンマーク本土の定数175人分の議席を各政党のデンマーク本土の得票に比例してハーアース式最大剰余法で配分する。この配分議席と、(a)で当該各政党に配分された選挙区議席の本土集計との差が、その調整議席となる。

(c) 各選挙地域への調整議席の配分

各政党に配分された調整議席をそれぞれ各選挙地域に配分する。まず、サンラグ式⁽⁵³⁾の要領で選挙地域ごとに各政党の得票を1、3、5、7…で除する。このとき、(a)で配分済の各政党の各選挙地域の議席+1番目の数(例えば、(a)で2議席が配分された場合は、3番目の数である5)から始める。次に、選挙地域や政党を問わず全ての商を比較して、商の大きい順に全調整議席(40議席)を配分する。ただし、当該選挙地域の調整議席の定数又は(b)で配分された各政党の調整議席を超える場合は、それぞれ次に大きい商がある別の選挙地域又は政党に配分する。⁽⁵⁴⁾

(d) 各政党の調整議席の選挙区への配分

各選挙地域に配分された各政党の調整議席は、当該各地域内で各選挙区にデンマーク式⁽⁵⁵⁾

⁽⁵²⁾ 巻末の参考資料を参照。

⁽⁵³⁾ 巻末の参考資料を参照。

⁽⁵⁴⁾ 選挙地域別政党別の商全てをまとめて比較する点が特徴的である。この配分方法については、安田隆子「デンマークの選挙制度」『レファレンス』769号, 2015.2, pp.37-38. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8969568_po_076902.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> に詳細な説明がある。

で配分し、このとき、(a)で各政党に配分された選挙区議席と通算し、(c)で算出した当該各政党の選挙地域の調整議席まで配分する。

(e) 各政党の当選人の決定

政党が各立候補区に全候補者を立候補させる場合は⁽⁵⁶⁾、立候補区における所属政党への投票（政党投票）を各立候補区の各候補者への投票の得票割合に応じて案分し、当該選挙区における当該候補者への優先投票の得票と併せて、各候補者の得票として集計する。このように集計した得票の大きい順に候補者を当該政党の当該選挙区における配分議席に達するまで当選人とする。

【阻止条項】

次の要件のいずれかを満たさなければ調整議席は配分されない。

- ① いずれかの選挙区で1議席以上を獲得すること。
- ② 2以上の選挙地域において、当該選挙地域の1選挙区当たり有効投票数を超える得票があること。
- ③ デンマーク本土で有効投票総数の2%以上の得票があること。

(ii) 本土外

フェロー諸島及びグリーンランドでは、それぞれ全島を1選挙区、定数2人として、非拘束名簿式比例代表制で当選人を決定する。

〈主要法令〉

- ・ 議会選挙法（“Bekendtgørelse af lov om valg til Folketinget”（LBK nr 369 af 10/04/2014））<<https://www.retsinformation.dk/Forms/R0710.aspx?id=162511>>（英語版は <<http://elections.sim.dk/media/749578/consolidated-act-parliament-elections-incl.-chapt2-2014.pdf>>）

⁽⁵⁵⁾ デンマーク式とは、除数式の比例配分方法の一種で、各政党の得票を除す数列を1、4、7、10…1+3(n-1)とするものである。

⁽⁵⁶⁾ 政党は、立候補区ごとに候補者1人を立候補させることもできるが、現在は各立候補区に全候補者を立候補させる方法が一般的であるため、説明は省略する。詳細については、安田 前掲注⁽⁵⁴⁾を参照。

10 イタリア

- (1) 総定数：630 人
- (2) 任期：5 年（解散あり）
- (3) 選挙権年齢・被選挙権年齢：選挙権 18 歳、被選挙権 25 歳
- (4) 選挙制度の分類：多数派プレミアム付き非拘束名簿式比例代表制（一部の州で小選挙区制又は小選挙区比例代表混合制）⁽⁵⁷⁾

多数派プレミアム付き非拘束名簿式比例代表制は、全国で最多得票の候補者名簿（政党）に対し、得票に比例した議席を超え、総定数の過半数の議席（多数派プレミアム）を配分する制度である。ただし、その得票が特別の法定得票以上でなければ、上位 2 者による決選投票を行い、多数派プレミアムを配分する候補者名簿を決定する。

(5) 選挙区

(i) 国内の選挙区

- (a) 比例区 100 区⁽⁵⁸⁾（定数 3～9 人、計 606 人）
- (b) 小選挙区 1 区（ヴァッレ・ダオスタ州選挙区、定数 1 人）
- (c) 小選挙区比例代表混合制 1 区

（トレンティーノ＝アルト・アディジェ州選挙区、定数 11 人（うち 8 人が小選挙区選出））

(ii) 在外選挙区：4 区

（ヨーロッパ（定数 5 人）、南アメリカ（同 4 人）、北・中央アメリカ（同 2 人）、アフリカ・アジア・オセアニア・南極大陸（同 1 人）、計 12 人⁽⁵⁹⁾）

(6) 投票方法

- ① 国内の比例区では、1 票を候補者名簿に投票する。同時に、投票した名簿の候補者に対して 2 人まで優先投票を行うことができる⁽⁶⁰⁾。ただし、2 人を選ぶ場合には、男女の候補者に投票しなければならない。
- ② 国内の小選挙区では、1 票を候補者名簿に投票する⁽⁶¹⁾。投票用紙には当該名簿と連結した小選挙区候補者が並列して記載されており、小選挙区候補者に投票した場合も、その連結し

⁵⁷⁾ 憲法裁判所の違憲判決を踏まえて、2015 年に一部改正が行われた。改正の経緯に関しては、芦田淳「【イタリア】違憲判決を踏まえた下院選挙制度の見直し」『外国の立法』No.264-1, 2015.7, pp.12-13. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9446690_po_02640106.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> 参照。また、以下で記述する選挙制度は、2016 年 7 月 1 日以降に実施される下院議員選挙に適用される。

⁵⁸⁾ この比例区は、設置に当たって、人口規模、経済・社会的及び歴史・文化的な同質性と、島嶼を除く選挙区の一体性が考慮される。また、人口規模の大きいコムーネ（基礎自治体）を除き、原則としてコムーネを分割しない。比例区は原則として県単位とされるが、実際に県の領域と合致する例は 1 割程度にとどまり、複数の県を合わせて一比例区にした例や、1 つの県を分けて複数の比例区にした例も多い。なお、この定数配分の計算には、ヘアー式最大剰余法が用いられる。

⁵⁹⁾ 各選挙区には、まず 1 人ずつ定数を配分し、残りの定数 8 人を各選挙区に居住するイタリア市民の数に比例して、ヘアー式最大剰余法で配分する。

⁶⁰⁾ ただし、候補者名簿筆頭登載者に対する優先投票はできない。

⁶¹⁾ 候補者名簿への投票は、当該名簿と連結した小選挙区候補者への投票として計算される。

た候補者名簿への投票となる⁽⁶²⁾。

- ③ 在外選挙区では、1票を候補者名簿に投票する。同時に、投票した名簿の候補者に対して優先投票を行うことができる⁽⁶³⁾。

【義務投票】

憲法第48条第2項には、市民の投票義務の規定がある。ただし、1993年に、下院選挙諸法の調整統一法（下院議員選挙法）の「投票を行うことは義務」とする規定が「投票は権利」と改められ、同法の棄権に対する罰則⁽⁶⁴⁾も廃止された。2005年の同法改正では、「投票は市民の義務であり、権利」とさらに改められたが、実質的な義務投票制とは言い難い⁽⁶⁵⁾。

(7) 当選人（数）の決定の仕組み

- ① 全国得票⁽⁶⁶⁾が最多の候補者名簿及び阻止条項に達した候補者名簿を確定する。続いて、ヘアー式最大剰余法⁽⁶⁷⁾で、各名簿の暫定的な全議席を算出する。
- ② ①で得票が最多の候補者名簿の得票率が全国で40%以上か、また、その暫定的な獲得議席が340議席以上かを確認する。暫定的な獲得議席が340議席以上の場合には、①の議席を確定する。当該名簿の得票率が全国で40%以上であり、暫定的な獲得議席が340議席未満の場合には、当該名簿に340議席を与える（プレミアム制）。当該名簿の得票率が全国で40%未満の場合には、得票上位2つの候補者名簿による決選投票を行い、得票の多い名簿に340議席を与える。他の候補者名簿は、残りの266議席からヘアー式最大剰余法で議席配分を受ける。
- ③ 各候補者名簿において、各州の得票に比例してヘアー式最大剰余法で議席を配分する。
- ④ 各州に配分された議席を州内の比例区に配分するため、各比例区の得票に比例してヘアー式最大剰余法で議席を配分する。
- ⑤ 各比例区で、まず候補者名簿筆頭登載者、続いて、優先投票の結果に従い、上位から配分議席分の候補者を当選人とする。
- ⑥ 小選挙区（ヴァッレ・ダオスタ州選挙区及びトレンティーノ＝アルト・アディジェ州選挙区の一部）では、比較多数を得た候補者を当選人とする。トレンティーノ＝アルト・アディジェ州選挙区に残りの議席（3議席）については、ドント式で議席配分を行う⁽⁶⁸⁾。
- ⑦ 在外選挙区ごとに、候補者名簿の得票に従い、ヘアー式最大剰余法で各名簿に議席配分を行う。名簿ごとに、優先投票の順に候補者を当選人とする。

【阻止条項】

全国で得票率3%未満の候補者名簿には議席が配分されない。また、少数言語話者を代表す

⁽⁶²⁾ ただし、当該候補者が複数の候補者名簿と連結していた場合には、当該名簿の得票には算入されない。

⁽⁶³⁾ 在外選挙区では、定数2人以上の選挙区では2人、定数1人の選挙区では1人への優先投票が認められる。

⁽⁶⁴⁾ 正当な理由なく投票しなかった者に対して、コムーネの告知板に氏名を1か月間掲示するとともに、素行証明書に投票しなかった旨を5年間記載すると規定していた。

⁽⁶⁵⁾ 2005年の改正後も、棄権に対する罰則は、廃止されたままである。

⁽⁶⁶⁾ ヴァッレ・ダオスタ州選挙区及びトレンティーノ＝アルト・アディジェ州選挙区における投票は、得票が第1位及び第2位の候補者名簿並びに阻止条項に達した候補者名簿を確定する際と、プレミアム配分に当たり最多得票した候補者名簿の得票率を確定する際にのみ、全国得票に算入される。

⁽⁶⁷⁾ 巻末の参考資料を参照。

⁽⁶⁸⁾ ただし、議席配分において、各候補者名簿について、小選挙区で連結した候補者が当選した場合には、当該小選挙区における得票から次点候補者の得票を控除する。

る候補者名簿は、当該話者の保護を定めた特別憲章を有する州の選挙区で、得票率 20% 以上の場合に、議席が与えられる。

〈主要法令〉

- ・ 1957 年 3 月 30 日の共和国大統領命令第 361 号「下院選挙諸法の調整統一法」(Decreto del Presidente della Repubblica 30 marzo 1957, n.361, “Testo Unico delle leggi recanti norme per la elezione della Camera dei deputati”) <<http://www.camera.it/leg17/148>>

11 ドイツ

(1) 総定数：598 人

総定数は 598 人に法定されているが、制度上、超過議席や調整議席により議員総数が総定数を超えることが認められている⁽⁶⁹⁾。

(2) 任期：4 年（解散あり）⁽⁷⁰⁾

(3) 選挙権年齢・被選挙権年齢：選挙権、被選挙権ともに 18 歳

(4) 選挙制度の分類：小選挙区比例代表併用制（以下「併用制」という。）

単純小選挙区制の選挙により総定数の一部の小選挙区当選人を定めながら、これを含む全体の議席を原則的に比例代表制で政党に配分する。

(5) 選挙区

(i) 州：16 州（第 1 次議席配分の州別定数 5～128 人（2013 年総選挙当時）、計 598 人）

州単位の候補者名簿（州名簿）を州名簿選出議員の選挙に用いる。また、サンラグ＝シェーパース式⁽⁷¹⁾（ドイツでは、比例配分の計算法は全てこの方式による。）で総定数（598 人）を各州の人口に比例配分して第 1 次議席配分の州別定数を定める。

(ii) 小選挙区：299 区

(a) 各州への定数配分

小選挙区 299 区を各州の人口で比例配分して当該各州内の小選挙区の数を決める。

(b) 州内の選挙区割り

選挙区画定審議会は、次の人口に関する基準等の選挙区割り基準により選挙区改定案を作成する。

① 各小選挙区の人口は選挙区平均人口の上下 15% 以内にすべきこと。

② 各小選挙区の人口が選挙区平均人口の上下 25% を超えたときは、改めて選挙区割りをする。

(6) 投票方法

選挙人は、小選挙区候補者 1 人に対する第 1 票と、政党の州名簿の 1 に対する第 2 票を併せた投票用紙 1 枚により投票する。小選挙区候補者に対する第 1 票（図 4 左側の票）においては各小選挙区候補者の氏名、候

図 4 ドイツ下院選挙の投票用紙（見本）

（出典）連邦選挙令別記第 26 号様式

(69) 超過議席については、後述の(7)を参照。2013 年 9 月の総選挙では、631 人の下院議員が選出された。

(70) 憲法上、連邦首相の提出した信任決議案が下院で否決された場合でなければ、連邦大統領は連邦首相の求めに応じて下院を解散することができない。このように、下院の解散が制限され、任期を全うしやすくなっている。櫻井智章「Chap.4 ドイツ」初宿正典編『レクチャー比較憲法』法律文化社、2014、pp.123-124。

(71) その計算結果はサンラグ式に帰一するとされている。サンラグ式の計算方法については、巻末の参考資料を参照。

補者届出政党の略称等の右に印刷された投票欄に、州名簿に対する第2票（図4右側の票）においては各名簿届出政党の略称等の左に印刷された投票欄に、それぞれ「×」の記号を記載して投票する。同じ政党が届け出た小選挙区候補者と州名簿の各投票欄は1行に並べて印刷されるが、選挙人は異党派投票（分割投票）も可能である。

(7) 当選人（数）の決定の仕組み

(i) 小選挙区選出議員の選挙

選挙区ごとに、第1票の投票の比較多数を得た候補者を当選人とする。

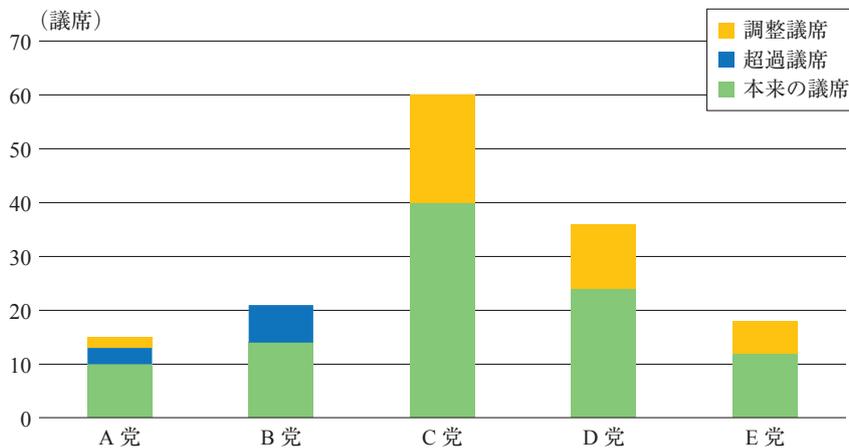
(ii) 州名簿選出議員の選挙

議席配分の手続は、第1次議席配分と第2次議席配分に分かれる。第1次議席配分は、州別に併用制の選挙を行うと仮定して、各政党の連邦全域の暫定的な議席を計算する手続である。第2次議席配分は、各政党の連邦全域の最終的な議席が第1次議席配分による暫定的な議席以上となるよう必要最小限度の増員をしつつ、第1次議席配分で政党間に生じた得票と議席との不均衡を解消するため改めて議席配分をする手続である（図5参照）。

図5 ドイツの併用制のイメージ

総定数100人（小選挙区定数50人）で、各政党の得票率・小選挙区議席がそれぞれA党10%・13人、B党14%・21人、C党40%・15人、D党24%・1人、E党12%・0人であったと仮定する。この場合、得票に比例した本来の議席（棒グラフの緑色の部分。各党とも得票率に相当する人数）に加えてA党3人、B党7人の超過議席（同青色の部分。得票率を超える小選挙区議席）が生じる。そこで、各党の得票と議席との不均衡を解消するため必要に応じ各党に調整議席（同黄色の部分。A党2人、C党20人、D党12人、E党6人）が加えられ、最終的に各党は得票に比例した議席を得ている。ただし、総定数に超過議席と調整議席を加えて50人を増員して、議員総数は150人となる。

なお、説明の便宜上、州単位の併用制の選挙を行うと仮定して得られる各州の議席（第1次議席配分）の政党別連邦集計により各党間に生じる得票と暫定的な議席との不均衡は捨象している。



| | A党 | B党 | C党 | D党 | E党 | 合計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 得票率 | 10% | 14% | 40% | 24% | 12% | 100% |
| 本来の議席 | 10 | 14 | 40 | 24 | 12 | 100 |
| 小選挙区議席 | 13 | 21 | 15 | 1 | 0 | 50 |
| 名簿議席 | 0 | 0 | 25 | 23 | 12 | 60 |
| 超過議席 | 3 | 7 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 調整議席 | 2 | 0 | 20 | 12 | 6 | 40 |
| 合計 | 15 | 21 | 60 | 36 | 18 | 150 |

(出典) 筆者作成。

(a) 第1次議席配分

各州内で州別定数（(5)(i)参照）を各党の第2票の得票（以下単に「得票」という。）に比例して配分し、この配分で算出した議席を超える小選挙区議席を州内で得た政党があるときは、その差を第1次議席配分における計算上の超過議席とする。第1次議席配分で算出した州別の議席⁽⁷²⁾の連邦集計をして、連邦全体で各政党が得る暫定的な議席を計算する。

(b) 第2次議席配分

①上位配分と②下位配分とに分かれる。

① 上位配分（連邦全域の各政党に対する調整議席の配分）：連邦全体で議員総数を各党に対しその得票に比例して配分する。この場合において、第1次議席配分により連邦全体で各党が得る暫定的な計算上の議席（第1次議席配分において生じた計算上の超過議席があるときは、これを含む。）の数以上の議席を当該各党が得られるよう、更に必要最小限度の議席を加えて調整する（当該暫定的な議席に加える議席を調整議席という。）⁽⁷³⁾。当然、議員総数も、調整議席の総数が加わって増員となる。

② 下位配分（各政党内の州別の議席配分）：上位配分で得た議席を各党の州別の得票に比例して各州に配分する。この場合において、単にこの議席を配分すれば超過議席を得ることとなる政党があるときは、その小選挙区議席と名簿議席の連邦集計が上位配分で同党の得た議席の数に必ず一致するよう同党の名簿議席を削減する。

その後、各政党内で、州別の議席から当該各州の小選挙区議席を減じて得た数をもってその州の州名簿議席とする。ただし、各州内で、州別の議席を超える小選挙区議席を得た政党があるときは、その差が第2次議席配分による確定的な超過議席となる。

名簿議席に相当する数の名簿登載者（小選挙区当選人とされた重複立候補者を除く。）をその登載順に当選人とする（拘束名簿式）。

【阻止条項】

州名簿選出議員の選挙（(7)(ii)）では、連邦全域で得票率5%以上又は小選挙区3議席以上の政党でなければ、いずれの州でも議席が配分されない⁽⁷⁴⁾。

〈主要法令〉

- ・連邦選挙法(Bundeswahlgesetz i.d.F. v. 23.7.1993 (BGBl. I S. 1288, 1594), zul. geänd. d. Art. 9 VO v. 31.8.2015 (BGBl. I S. 1474)) <<http://www.gesetze-im-internet.de/bwahlg/>>（英語版は <<https://www.bundeswahlleiter.de/en/bundestagswahlen/rechtsgrundlagen/bundeswahlgesetz.html>>）
- ・連邦選挙令（Bundeswahlordnung i.d.F. v. 19.04.2002 (BGBl. I S. 1376), zul. geänd. d. Art. 1 VO v. 13.05.2013 (BGBl. I S. 1255)) <http://www.gesetze-im-internet.de/bwo_1985/>（英語版は <<https://www.bundeswahlleiter.de/en/bundestagswahlen/rechtsgrundlagen/bundeswahlordnung.html>>）

⁽⁷²⁾ 計算上の超過議席があるときは、これを含む。

⁽⁷³⁾ 第1次議席配分による各政党の連邦全域の議席は、州別に併用制の選挙を行うと仮定して計算した各州の議席を単に政党別に合計したものにすぎないため、厳密には各政党の連邦全域の得票に比例しない可能性が高い。このように、第1次議席配分において超過議席がない場合においても、政党間に連邦全域の得票と議席との不均衡があるときは、当該不均衡の解消に必要な調整議席が追加される。Wolfgang Schreiber et. al. eds., *BWahlG: Bundeswahlgesetz, Kommentar*, 9. Aufl., Köln: Carl Heymanns, 2013, § 6 Rn. 26.

⁽⁷⁴⁾ 2013年総選挙では、キリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）と連立政権を組んでいた自由民主党（FDP）が5%を下回る得票率しか得られず、全議席を喪失した。

12 ニュージーランド

(1) 総定数：120 人

超過議席が発生し、議員総数が当該選挙に限り臨時に総定数を超えることが認められている⁽⁷⁵⁾。

(2) 任期：3 年（解散あり）

(3) 選挙権年齢・被選挙権年齢：選挙権、被選挙権ともに 18 歳

(4) 選挙制度の分類：小選挙区比例代表併用制

単純小選挙区制の選挙により総定数の一部の小選挙区当選人を定めながら、これを含む全体の議席を原則的に比例代表制で政党に配分する。

(5) 選挙区

比例代表選挙は全国 1 区で行われる。小選挙区は、まず南島、北島及びマオリ選挙区に定数を配分し、その定数を基にそれぞれの中で選挙区割りを行う。

(i) 比例区：1 区（比例名簿からの当選人数は定数 49 人）

比例名簿からの当選人数は、総定数 120 人から(ii)で求められる小選挙区の定数を引いた数である。

(ii) 小選挙区：71 区（うち、マオリ（先住民族）⁽⁷⁶⁾選挙区 7 区）

小選挙区の定数配分及び区割りは、5 年ごとの国勢調査の結果に基づき⁽⁷⁷⁾、法定の第三者機関である代表委員会により行われる。

(a) 南島、北島及びマオリ選挙区への定数配分

小選挙区は、南島の定数が 16 人と定められている。北島の定数は、同島の人口を南島の選挙区平均人口（南島の基数（quota for the South Island）。南島の人口を 16 で除した数）で除した数⁽⁷⁸⁾とされている⁽⁷⁹⁾。また、マオリ選挙区の定数は、マオリ選挙人名簿への登録等から推計されるマオリ選挙区人口（Maori electoral population）を南島の基数で除した数とされている。

ニュージーランドのマオリ及びその子孫は、マオリ選挙人名簿への登録を選択でき⁽⁸⁰⁾、マオリ選挙人名簿に登録された者は、小選挙区選挙ではマオリ選挙区の候補者に投票する。

(75) 超過議席については、後述の(7)⑤を参照。2014 年 9 月の総選挙では、121 人の議員が選出された。

(76) マオリ選挙区は、ニュージーランド全土をマオリ選挙区の定数で区割りしており、一般の小選挙区と地理的に重なる関係にある。

(77) マオリ選挙区では、国勢調査後に行われるマオリ選挙人名簿の登録を選択した選挙人が投票する。

(78) 商の小数点以下の端数が 0.5 より大きければ切り上げ、0.5 以下は切り捨てる。マオリ選挙区についても同じ。

(79) 2013 年の国勢調査では、北島は南島に比べて人口の増加が著しかったことから、北島への定数配分が 1 人増えて 48 人となった。2014 年の総選挙及び 2017 年に予定されている総選挙では、この定数配分及び区割りが適用される。小選挙区比例代表併用制導入後、小選挙区の定数は増加傾向にあり、その分比例名簿からの当選人数が減少してきている。

(80) マオリ選挙区は 1867 年に導入されたが、マオリ選挙区と一般の小選挙区との選択制が導入されたのは 1975 年である。小選挙区比例代表併用制導入後に行われた 4 回の選挙人名簿への登録の選択においては、マオリの約半数強（50%台）がマオリ選挙人名簿への登録を希望している。

(b) 南島、北島及びマオリ選挙区の選挙区割り

南島の小選挙区、北島の小選挙区又はマオリ選挙区の人口は、それぞれの選挙区平均人口の上下5%未満としなければならない。

(6) 投票方法

小選挙区候補者に対する1票（図6の右側）と政党名簿（全国単位の拘束名簿）に対する1票（図6の左側）を併せた投票用紙1枚により投票する⁽⁸¹⁾。

(7) 当選人（数）の決定の仕組み

- ① 小選挙区では、比較多数の票を得た候補者を当選人とする。
- ② 政党名簿の得票に比例して、サンラゲ式⁽⁸²⁾で各政党に総定数（120議席）を配分する。
- ③ 各政党に配分された議席（②）から、各政党の小選挙区当選人数（①）を差し引いた数が、当該政党の比例名簿からの当選人数となる。
- ④ 各政党において、当該政党の比例名簿からの当選人数（③）に達するまで、当該政党があらかじめ提出した比例名簿の上位から当選する。なお、小選挙区と比例区の重複立候補が可能であり、政党名簿中の小選挙区当選人を除いた候補者が当選となる。

- ⑤ 当該政党に配分された議席（②）より、当該政党の小選挙区当選人数（①）が多い場合は、その差に相当する人数（これを「超過議席」という。）が総定数に加わり議員総数が増加する。

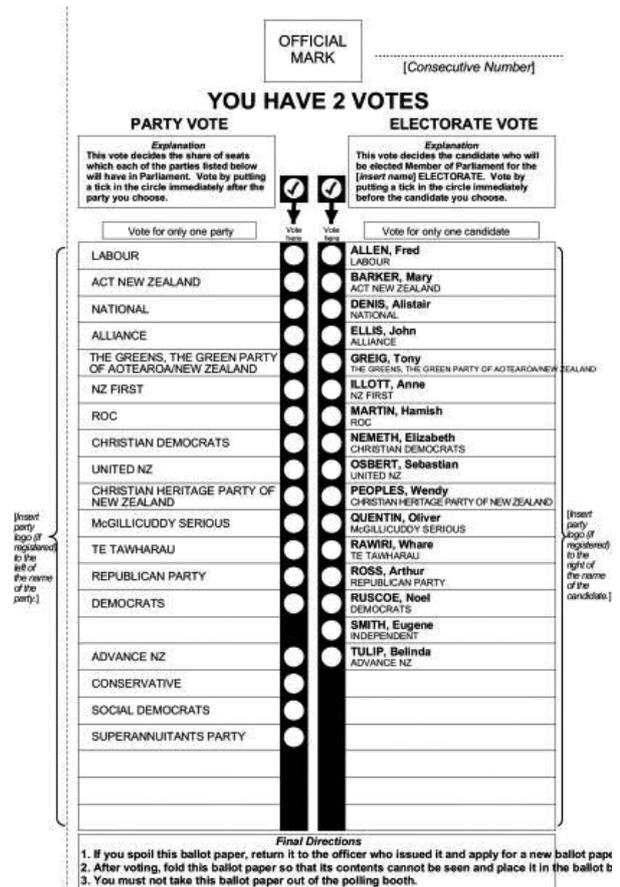
【阻止条項】

政党名簿の得票率が有効投票総数の5%未満でありかつ小選挙区での当選人がない政党は、比例名簿の議席配分を受けられない。

〈主要法令〉

- ・ 1993年選挙法（Electoral Act 1993）<<http://www.legislation.govt.nz/act/public/1993/0087/latest/DLM307519.html>>

図6 ニュージーランド議会選挙の投票用紙（見本）



（出典） Electoral Act 1993, Schedule 2, Form 11, "Ballot paper for general election."

(81) 投票用紙は1枚で、左側の欄が比例区、右側の欄が小選挙区への投票となっている。

(82) 巻末の参考資料を参照。

13 ロシア

- (1) 総定数：450 人
- (2) 任期：5 年（解散あり）
- (3) 選挙権年齢・被選挙権年齢：選挙権 18 歳、被選挙権 21 歳
- (4) 選挙制度の分類：小選挙区比例代表並立制
小選挙区選挙と比例代表選挙の結果をそれぞれ集計して全体の選挙結果とする。
- (5) 選挙区
 - (i) 小選挙区：225 区
まず各連邦構成主体に定数を配分し、その定数を基に各連邦構成主体内で選挙区割りを行う。
 - (a) 各連邦構成主体への定数配分
各連邦構成主体の選挙人数に比例してヘアー式最大小数法⁽⁸³⁾で定数を配分する。各連邦構成主体には小選挙区定数 1 人以上が配分される。
 - (b) 連邦構成主体内の選挙区割り
各選挙区の選挙人数が、当該連邦構成主体の議員 1 人当たり選挙人数から上下 10% 以内で、僻地・遠隔地については、上下 15% 以内で区割りをを行う。
 - (ii) 比例区：1 区（定数 225 人）
政党名簿は、全部又は一部を地域単位に分けて提出しなければならない。
- (6) 投票方法
第 1 票を小選挙区候補者に、第 2 票を比例区の政党名簿（拘束名簿式）に投票する。
- (7) 当選人（数）の決定の仕組み
 - (i) 小選挙区
選挙区ごとに、比較多数の票を得た候補者を当選人とする。
 - (ii) 比例区
 - ① 政党名簿の全国得票に比例して、ヘアー式最大小数法で各政党に議席を配分する。
 - ② 小選挙区と比例区は重複立候補が可能であり、小選挙区での当選人は政党名簿から除かれる。
 - ③ どの地域にも属さない政党名簿（連邦名簿）の候補者については、あらかじめ政党が定めた順位に従って上位から当選人となる。
 - ④ 残余の議席が地域単位の名簿に配分される。各政党名簿の地域別の得票に比例してヘアー式最大小数法で配分する。各地域であらかじめ政党が定めた順位に従って上位から配分議席

⁽⁸³⁾ 各連邦構成主体の選挙人数をヘアー基数（議員 1 人当たり選挙人数）で除し、商を求める。まず、各連邦構成主体には商の整数部分に等しい定数が配分される（第 1 次配分）。配分した定数の合計が総定数に満たない場合は、総定数に達するまで小数の大きい順に各政党に議席を追加配分する。配分結果はヘアー式最大剰余法と同じになる。巻末の参考資料を参照。

分の候補者を当選人とする（図7参照）。

【阻止条項】

全国での得票率が5%未満の政党には議席が配分されない。

ただし、全国で5%以上の得票の諸政党の合計得票率が50%以下の場合は、5%未満の政党にも議席配分が行われる。ただし、その対象は、得票率を上位から累計して50%超に達するまでにある政党に限られる。また、5%以上の政党が1のみ、かつ、その得票率が50%を超える場合は、5%未満の政党のうち最も得票率の高い政党にも議席が配分される。

図7 ロシア連邦議会選挙における連邦名簿と地域名簿のイメージ

A党がX、Y及びZの3つの地域で名簿を提出し（実際は35地域以上で名簿を提出する必要があるが、ここでは3地域に簡略化する。）、同党に8議席が配分されたとする。連邦名簿と地域名簿の重複立候補者について下記の当落状況を仮定して議席配分を行う。

- ① 連邦名簿に記載された候補者5人のうち、重複立候補した小選挙区で2人が当選したので、連邦名簿から3人が当選する。
- ② 8議席のうち3人が連邦名簿から当選したので、残余の5議席が地域単位の名簿に配分される。
- ③ A党の選挙区別得票に比例してヘアー式最大小数法で5議席を配分し、X地域に2議席、Y地域に2議席及びZ地域に1議席が配分されるものとする。
- ④ 小選挙区での当選人を除き、X地域の地域名簿からは2位と3位の候補者、Y地域は3位と4位の候補者、Z地域からは1位の候補者がそれぞれ当選人となる。

| | | |
|----------|----------|----------|
| 〔連邦名簿〕 | | |
| F-1 [小] | | |
| F-2 [小] | | |
| F-3 当選 | | |
| F-4 当選 | | |
| F-5 当選 | | |
| 〔X 地域名簿〕 | 〔Y 地域名簿〕 | 〔Z 地域名簿〕 |
| X-1 [小] | Y-1 [小] | Z-1 当選 |
| X-2 当選 | Y-2 [小] | Z-2 |
| X-3 当選 | Y-3 当選 | Z-3 [小] |
| X-4 | Y-4 当選 | Z-4 |
| X-5 [小] | Y-5 | Z-5 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |

(注1) F-1は連邦名簿の第1位の候補者、X-1はX地域名簿の第1位の候補者を表す。

(注2) [小]は、重複立候補した小選挙区で当選した重複立候補者を示す。

(出典) 筆者作成。

〈主要法令〉

- ・ 2014年2月22日付ロシア連邦連邦議会国家会議議員選挙についてのロシア連邦法第20号（Федеральный закон от 22 февраля 2014 года № 20-ФЗ «О выборах депутатов Государственной Думы Федерального Собрания Российской Федерации»）<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&link_id=0&nd=102171479>

14 韓国

(1) 総定数：300 人⁽⁸⁴⁾

(2) 任期：4 年

(3) 選挙権年齢・被選挙権年齢：選挙権 19 歳、被選挙権 25 歳

(4) 選挙制度の分類：小選挙区比例代表並立制

小選挙区選挙と比例代表選挙の結果をそれぞれ集計して全体の選挙結果とする。

(5) 選挙区

(i) 小選挙区：246 区

小選挙区の区割りには、原則として、特別市・広域市・道の人口、行政区域、地勢、交通等の条件を考慮して確定する。ただし、市・郡・区の一部を分割して、他の小選挙区に加えることはできない。また、2014 年、憲法裁判所は、選挙区の人口格差を 2 倍（選挙区平均人口を基準として±約 33%）以内に抑えることを立法者に求めている⁽⁸⁵⁾。

(ii) 比例区：1 区（定数 54 人）

(6) 投票方法

1 票を小選挙区候補者に投票し、もう 1 票を政党名簿（全国単位）に投票する。

(7) 当選人（数）の決定の仕組み

(i) 小選挙区

選挙区ごとに比較多数の票を得た候補者を当選人とする。

(ii) 比例区

拘束名簿式比例代表制の選挙を行う。まず、政党名簿の得票に比例して、ヘアー式最大剰余法⁽⁸⁶⁾で各政党に議席を配分する。次いで、あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、上位から配分議席分の候補者を当選人とする⁽⁸⁷⁾。

【阻止条項】

政党名簿への投票について、得票率が有効投票総数の 3% 未満であり、かつ、小選挙区での当選人が 5 人未満の政党には、比例区で議席が配分されない。

⁽⁸⁴⁾ 2012 年 3 月に定数を 1 増し、300 となったが、これは同年 4 月に実施された総選挙に限って採られた措置である。ただし、2016 年 4 月の総選挙においても維持される見込みである。「国会議員定数 300 人維持 韓国与野党が合意」『聯合ニュース』2015.8.18. <<http://japanese.yonhapnews.co.kr/pgm/9810000000.html?cid=AJP20150818003400882>>

⁽⁸⁵⁾ 藤原夏人「【韓国】選挙区割り方式の見直し」『外国の立法』No.264-1, 2015.7, pp.18-19. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9446693_po_02640109.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

⁽⁸⁶⁾ 巻末の参考資料を参照。

⁽⁸⁷⁾ 小選挙区候補者が比例代表選挙の政党名簿登載者となる重複立候補は認められていない。

〈主要法令〉

- ・ 公職選挙法（공직선거법）（1994年3月16日法律第4739号）<http://law.nec.go.kr/lawweb/Controller.do?GENSOL_P_KEY=KLWL&GENSOL_M_KEY=KLWLLIST 101010 &SELECT_MENU=2&LAW_ID=199403160001>（英語版は <http://www.nec.go.kr/engvote_2013/upload/Public_Official_Election_Act.zip>）

付表 各国の下院（一院制議会を含む）の選挙制度に関する一覧表

| 国名 (*は一院制国) | 人口(注1) | 総定数 | 任期 (注2) | 選挙権/被 選挙権年齢 | 選挙制度の分類 | 制度の概要 (原則となっている制度のみ) |
|----------------|--------------|------|------------|----------------|-----------------------|--|
| イギリス | 64,106,779人 | 600人 | 5年 | 18歳/18歳 | 単純小選挙区制 | 選挙区ごとに、比較多数の票を得た候補者を当選人とする。 |
| アメリカ | 313,914,040人 | 435人 | 2年 | 18歳/25歳 | 単純小選挙区制 | 選挙区ごとに、比較多数の票を得た候補者を当選人とする。 |
| カナダ | 35,158,304人 | 338人 | 5年 | 18歳/18歳 | 単純小選挙区制 | 選挙区ごとに、比較多数の票を得た候補者を当選人とする。 |
| フランス | 63,794,108人 | 577人 | 5年 | 18歳/18歳 | 小選挙区2回投票制 | 選挙区ごとに、過半数かつ選挙人数の1/4以上の票を得た候補者を当選人とする。当該候補者がいない場合は決選投票を行い、比較多数の票を得た候補者を当選人とする。 |
| オーストラリア | 23,130,931人 | 150人 | 3年 | 18歳/18歳 | 選択投票制 | 選挙区ごとに、過半数の票を得た候補者を当選人とする。当該候補者がなければ最低得票者の落選を決定し、その得票を選挙人が投票用紙に記載した選好順位に従い次順位の候補者に移譲する。過半数の得票者を求めてこれを繰り返す。 |
| スペイン | 46,617,899人 | 350人 | 4年 | 18歳/18歳 | 拘束名簿式比例代表制 | 選挙区単位の拘束名簿式比例代表制である。 |
| ベルギー | 11,182,817人 | 150人 | 5年 | 18歳/18歳 | 非拘束名簿式比例代表制 | 選挙区単位の非拘束名簿式比例代表制である。 |
| スウェーデン* | 9,600,379人 | 349人 | 4年 | 18歳/18歳 | 非拘束名簿式比例代表制 | 選挙区単位の非拘束名簿式比例代表制であり、全国単位の調整議席で得票率と議席率の不均衡の解消を図る。 |
| デンマーク* | 5,608,784人 | 179人 | 4年 | 18歳/18歳 | 非拘束名簿式比例代表制 | 選挙区単位の非拘束名簿式比例代表制であり、全国単位の調整議席を選挙地域、さらに選挙区に配分することにより得票率と議席率の不均衡の解消を図る。 |
| イタリア | 60,233,948人 | 630人 | 5年 | 18歳/25歳 | 多数派プレミアム付き非拘束名簿式比例代表制 | 全国単位のプレミアム付き非拘束名簿式比例代表制であり、最多得票の候補者名簿に過半数の議席を配分する。ただし、プレミアム適用に必要な法定得票が定められ、それ以上の票を得た候補者名簿がない場合には、上位2者による決選投票を行う。 |
| ドイツ | 80,651,873人 | 598人 | 4年 | 18歳/18歳 | 小選挙区比例代表併用制 | 単純小選挙区制の選挙により総定数の一部の小選挙区当選人を定めながら、これを含む全体の議席を原則的に比例代表制で政党に配分する。 |
| ニュージーランド* | 4,471,100人 | 120人 | 3年 | 18歳/18歳 | 小選挙区比例代表併用制 | 単純小選挙区制の選挙により総定数の一部の小選挙区当選人を定めながら、これを含む全体の議席を原則的に比例代表制で政党に配分する。 |
| ロシア | 143,507,000人 | 450人 | 5年 | 18歳/21歳 | 小選挙区比例代表並立制 | 小選挙区選挙と比例代表選挙の結果をそれぞれ集計して全体の選挙結果とする。 |
| 韓国* | 50,219,669人 | 300人 | 4年 | 19歳/25歳 | 小選挙区比例代表並立制 | 小選挙区選挙と比例代表選挙の結果をそれぞれ集計して全体の選挙結果とする。 |

(注1) 各国の人口は2012-2013年の推計値を用いた。

(注2) 解散の有無・要件については、本文の記述を参照。

(出典) 本文の記述及び Statistics Division of Department of Economic and Social Affairs of United Nations, *Population and Vital Statistics Report* (Statistical Papers, Series A), Vol. LXVII, Data available as of 1 January 2015. <http://unstats.un.org/unsd/demographic/products/vitstats/Sets/Series_A_2015.pdf> を基に筆者作成。

参考資料：各種比例配分方式の概要

参考資料として、比例配分の諸方式の概要を紹介する。これらの比例配分は、次の場面で用いられる。

- ① 定数配分：各地域・各地方団体の人口や選挙人数に比例して議員定数を配分する場面
- ② 議席配分：比例代表制において、各政党名簿の得票に比例して議席を配分する場面

比例配分には多くの方式があるが、本資料で採り上げた国において用いられているものを中心に、代表的な方式を説明する。便宜のため、②の政党名簿の得票に比例して議席を配分する場面を想定した説明を行うが、「党」を「州」や「県」、「票」を「人」に置き換えれば①も同様である。

【設例】定数8人の選挙区においてA党、B党、C党及びD党の4政党が次のような得票（得票率）であったとする⁽⁸⁸⁾。

| | A党 | B党 | C党 | D党 | 合計 |
|-------------|---------------------|---------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 得票 (得票率) | 330,000票 (55.0%) | 180,000票 (30.0%) | 51,000票 (8.5%) | 39,000票 (6.5%) | 600,000票 (100%) |

1 四捨五入による配分

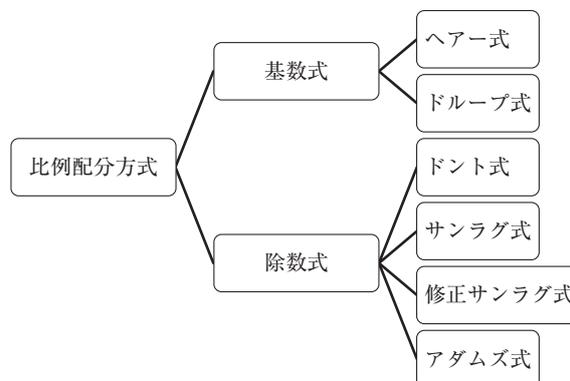
各政党の得票率に定数（8）を掛けると、A党4.4議席、B党2.4議席、C党0.68議席、D党0.52議席となり、小数点以下の端数が生じる。配分議席は整数でなければならないので、何らかの方法で端数の処理をする必要がある。

小数点以下の端数の処理としては、まず四捨五入することが考えられる。設例の場合は、A党4議席、B党2議席、C党1議席、D党1議席で合計は8議席となり定数分の議席を配分することが可能である。

しかし、仮に定数を9人とした場合は、A党4.95議席、B党2.7議席、C党0.765議席、D党0.585議席となり、四捨五入するとA党5議席、B党3議席、C党1議席、D党1議席となり、合計が10議席となってしまう。このように四捨五入による処理では、議員総数を固定しない場合は問題が生じないが、「定数」がある場合は配分できないことがある。

これを防ぎ、各政党に整数の議席を配分し、その合計を定数に一致させる配分方式は、「基数式」と「除数式」に大別され、さらに次のように細分類できる（図8）。

図8 主な比例配分方式の類型



（出典） 筆者作成。

⁽⁸⁸⁾ 西平重喜『統計でみた選挙のしくみ—日本の選挙・世界の選挙—』講談社、1990、p.53の表を参考にした。

2 基数式

1 議席の獲得に必要な得票 (= 基数) を求める。そして、各政党の得票を基数で除し、商 (整数部分) と余り (= 剰余) を求める。まず、各政党には商と等しい議席が配分される (第 1 次配分)。配分した議席の合計が定数に満たない場合は、定数に達するまで剰余の大きい順に各政党に議席を配分する (追加配分)。基数の求め方によって、次のような方式に分類できる。

(1) ヘアー式最大剰余法 (イタリア、韓国など)

1 議席の獲得に必要な得票 (ヘアー基数) は次のように求める。

$$\cdot \text{ヘアー基数} = \text{得票の合計} \div \text{定数}$$

設例において、ヘアー式最大剰余法で議席を配分すると図 9 のとおりとなる。

図 9 ヘアー式最大剰余法による配分の例

・ヘアー基数 = $600,000 \div 8 = 75,000$

| | 得票 | 商 | 剰余 | 剰余順位 | 追加配分 | 合計議席 |
|-----|---------|---|--------|------|------|------|
| A 党 | 330,000 | 4 | 30,000 | 3 | 0 | 4 |
| B 党 | 180,000 | 2 | 30,000 | 3 | 0 | 2 |
| C 党 | 51,000 | 0 | 51,000 | ① | 1 | 1 |
| D 党 | 39,000 | 0 | 39,000 | ② | 1 | 1 |
| 合計 | 600,000 | 6 | | | 2 | 8 |

(1) 得票数をヘアー基数 75,000 で割り、商と剰余を求める。

(2) 商 (第 1 次配分) の合計が定数に満たない。

(3) 剰余の議席 (8 - 6 = 2 議席) を剰余の大きい順に 2 つの政党に追加配分を行う。

上記のとおり、A 党に 4 議席、B 党に 2 議席、C 党に 1 議席、D 党に 1 議席が配分される。
(出典) 筆者作成。

(2) ドループ式最大剰余法

1 議席の獲得に必要な得票 (ドループ基数) は次のように求める。

$$\cdot \text{ドループ基数} = \text{得票の合計} \div (\text{定数} + 1)$$

(小数点以下の端数は切り上げる。割り切れた場合は 1 を加える。)

これは 1 議席の獲得の十分条件を示す式である。例えば、定数 1 人の場合の議席獲得の十分条件は過半数の得票であり、得票の合計を (定数 (= 1) + 1) で除した数を超える得票は必ず他の候補者の得票を上回ることから「定数 + 1」で除した数を基数としている。

設例において、ドループ式最大剰余法で議席を配分すると表 4 のとおりとなる。

表4 ドループ式最大剰余法による配分の例

・ドループ基数 = $600,000 \div (8 + 1) = 66,666.66\dots$ (小数点以下の端数を切り上げて66,667となる。)

| | 得票 | 商 | 剰余 | 剰余順位 | 追加配分 | 合計議席 |
|----|---------|---|--------|------|------|------|
| A党 | 330,000 | 4 | 63,332 | ① | 1 | 5 |
| B党 | 180,000 | 2 | 46,666 | 3 | 0 | 2 |
| C党 | 51,000 | 0 | 51,000 | ② | 1 | 1 |
| D党 | 39,000 | 0 | 39,000 | 4 | 0 | 0 |
| 合計 | 600,000 | 6 | | | 2 | 8 |

上記のとおり、A党に5議席、B党に2議席、C党に1議席が配分される。
(出典) 筆者作成。

(3) 基数式の長所・短所

(i) 長所

上記のように、本来ならば各政党の議席は得票率に比例すべきなので、A党4.4議席、B党2.4議席、C党0.68議席、D党0.52議席である。小数点以下の端数の処理としては、各政党の議席はこの値を切り上げた値か、切り捨てた値のいずれかとなる。例えばA党は4議席か5議席となり、端数処理では3議席や6議席とはなりえない。

各政党への配分議席が、小数点以下の端数を切り上げた値又は切り捨てた値となることを「取り分制約を満たす」という⁽⁸⁹⁾。基数式は取り分制約を常に満たすとされている⁽⁹⁰⁾。

(ii) 短所

基数式は、「アラバマのパラドックス」という現象が生じる可能性がある。設例において、ヘアー式最大剰余法で議席を配分し、定数を9人にした場合、次のような配分となる(表5)。

表5 アラバマのパラドックスの例

【定数9人の場合】

・ヘアー基数 = $600,000 \div 9 = 66,666.66\dots$
(小数点以下の端数を切り上げて66,667となる)

| | 得票 | 商 | 剰余 | 剰余順位 | 追加配分 | 合計議席 |
|----|---------|---|--------|------|------|------|
| A党 | 330,000 | 4 | 63,332 | ① | 1 | 5 |
| B党 | 180,000 | 2 | 46,666 | ③ | 1 | 3 |
| C党 | 51,000 | 0 | 51,000 | ② | 1 | 1 |
| D党 | 39,000 | 0 | 39,000 | 4 | 0 | 0 |
| 合計 | 600,000 | 6 | | | 3 | 9 |

| 合計議席 |
|------|
| 4 |
| 2 |
| 1 |
| 1 |
| 8 |

(出典) 筆者作成。

定数8人を1増して9人とすると、逆にD党の議席は1議席から0議席に1減する。この逆説的現象は、アメリカ連邦議会下院の定数を各州に配分する際に、アラバマ州の配分定数について発見されたことから「アラバマのパラドックス」と呼ばれ、基数式の配分では、アラバマのパラドックスを解決することはできないとされている。⁽⁹¹⁾

⁽⁸⁹⁾ M.L. バリンスキー・H.P. ヤング (越山康監訳、森哲男訳) 『公正な代表制—ワン・マン・ワン・ヴォートの実現を目指して—』 千倉書房, 1987, pp.17-19,107-113. (原書名: M.L. Balinski and H.P. Young, *Fair representation*, c1982.)

⁽⁹⁰⁾ 市村充章「選挙制度の中の数 (21)」『選挙時報』49巻3号, 2000.3, pp.29-30.

⁽⁹¹⁾ 市村充章「選挙制度の中の数 (19)」『選挙時報』49巻1号, 2000.1, pp.14-23.

3 除数式

各政党の得票を、1、2、3…などの数列の各項で順に除していき、それぞれその商を求める。その商の大きい順に定数になるまでにある商を本資料における当選商とする。各政党に対し、その当選商の個数に相当する議席を配分する。数列により方式の種類が異なり、数列を自然数とすればドント式、奇数とすればサンラグ式、サンラグ式の数列の初項を1に代えて1.4とすれば修正サンラグ式となる。また、0以上の整数⁽⁹²⁾とすればアダムズ式となる。

(1) ドント式（日本、スペイン、ベルギーなど）

各政党の得票を、自然数1、2、3…で順に除していき、定数分の個数の当選商を求め、政党別に当選商の個数に相当する議席を配分する（表6）⁽⁹³⁾。

表6 ドント式による配分の例

| | 得票 | ÷1 | ÷2 | ÷3 | ÷4 | ÷5 | ÷6 |
|----|---------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|--------|
| A党 | 330,000 | <u>330,000</u> ① | <u>165,000</u> ③ | <u>110,000</u> ④ | <u>82,500</u> ⑥ | <u>66,000</u> ⑦ | 55,000 |
| B党 | 180,000 | <u>180,000</u> ② | <u>90,000</u> ⑤ | <u>60,000</u> ⑧ | 45,000 | 36,000 | 30,000 |
| C党 | 51,000 | 51,000 | 25,500 | 17,000 | 12,750 | 10,200 | 8,500 |
| D党 | 39,000 | 39,000 | 19,500 | 13,000 | 9,750 | 7,800 | 6,500 |

上記のとおり、A党に5議席、B党に3議席が配分される。
(出典) 筆者作成。

(2) サンラグ式（ニュージーランドなど）

各政党の得票を、奇数1、3、5…で順に除していき、定数分の個数の当選商を求め、政党別に当選商の個数に相当する議席を配分する（表7）。ドント式では得票が1議席当たり得票に達した政党に1議席を追加し、その端数は切り捨てるが、サンラグ式では端数を四捨五入することにより0.5議席当たり得票に達すれば1議席を追加し、達しなければ切り捨てる。本来は各政党の得票を0.5、1.5、2.5…で除して得た商の大小を比較するが、各除数を2倍して1、3、5…としても商は全て2分の1になり大小が変わらないため、通常は除数に奇数が用いられる。

表7 サンラグ式による配分の例

| | 得票 | ÷1 | ÷3 | ÷5 | ÷7 | ÷9 | ÷11 |
|----|---------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|--------|--------|
| A党 | 330,000 | <u>330,000</u> ① | <u>110,000</u> ③ | <u>66,000</u> ④ | <u>47,143</u> ⑦ | 36,667 | 30,000 |
| B党 | 180,000 | <u>180,000</u> ② | <u>60,000</u> ⑤ | 36,000 | 25,714 | 20,000 | 16,364 |
| C党 | 51,000 | <u>51,000</u> ⑥ | 17,000 | 10,200 | 7,286 | 5,667 | 4,636 |
| D党 | 39,000 | <u>39,000</u> ⑧ | 13,000 | 7,800 | 5,571 | 4,333 | 3,545 |

上記のとおり、A党に4議席、B党に2議席、C党に1議席、D党に1議席が配分される。
(出典) 筆者作成。

⁽⁹²⁾ 実際には数値を0で除することはできないので、0に限りなく近い小さい数で除するものとする。

⁽⁹³⁾ 各政党が最後に得た当選商の除数は当該政党が得た議席に相当し、その当選商は当該政党の1議席当たり得票に相当する。したがって、ドント式は、順次に、1議席当たり得票が最大の政党に1議席を追加しながら、議席を配分していく制度といえよう。

(3) 修正サンラグ式（スウェーデンなど）

サンラグ式の数列の初項を1に代えて1.4とし、定数分の個数の当選商を求め、政党別に当選商の個数に相当する議席を配分する。サンラグ式では小政党に1議席目が配分されやすいことから、そのハードルを高くするために初項を1.4とした配分方式である（表8）。⁽⁹⁴⁾

表8 修正サンラグ式による配分の例

| | 得票 | ÷1.4 | ÷3 | ÷5 | ÷7 | ÷9 | ÷11 |
|----|---------|-----------|-----------|----------|----------|----------|--------|
| A党 | 330,000 | 235,714 ① | 110,000 ③ | 66,000 ④ | 47,143 ⑥ | 36,667 ⑦ | 30,000 |
| B党 | 180,000 | 128,571 ② | 60,000 ⑤ | 36,000 | 25,714 | 20,000 | 16,364 |
| C党 | 51,000 | 36,429 ⑧ | 17,000 | 10,200 | 7,286 | 5,667 | 4,636 |
| D党 | 39,000 | 27,857 | 13,000 | 7,800 | 5,571 | 4,333 | 3,545 |

上記のとおり、A党に5議席、B党に2議席、C党に1議席が配分される。
 (出典) 筆者作成。

(4) アダムズ式（フランスの定数配分など）

各地域の人口⁽⁹⁵⁾を、0以上の整数0、1、2…で順に除していき⁽⁹⁶⁾、定数分の個数の当選商を求め、地域別に当選商の個数に相当する定数を配分する（表9）⁽⁹⁷⁾。

表9 アダムズ式による配分の例

| | 人口 | ÷0 | ÷1 | ÷2 | ÷3 | ÷4 | ÷5 |
|----|---------|-----|-----------|-----------|-----------|--------|--------|
| A県 | 330,000 | ∞ ① | 330,000 ⑤ | 165,000 ⑦ | 110,000 ⑧ | 82,500 | 66,000 |
| B県 | 180,000 | ∞ ② | 180,000 ⑥ | 90,000 | 60,000 | 45,000 | 36,000 |
| C県 | 51,000 | ∞ ③ | 51,000 | 25,500 | 17,000 | 12,750 | 10,200 |
| D県 | 39,000 | ∞ ④ | 39,000 | 19,500 | 13,000 | 9,750 | 7,800 |

上記のとおり、A県に4人、B県に2人、C県に1人、D県に1人の定数が配分される。
 (出典) 筆者作成。

(5) 除数式の長所・短所

(i) 長所

基数式の短所である「アラバマのパラドックス」が生じないとされている⁽⁹⁸⁾。

(ii) 短所

基数式は常に取り分制約を満たすが、除数式は取り分制約を満たさない場合がある。上記の例はいずれの方式でも取り分制約を満たしているが、設例で仮に定数を54人とした場合、各

⁽⁹⁴⁾ スウェーデン議会選挙では、より比例的な議席配分を行うため、2014年の統治法（憲法）及び選挙法の改正により、初項「1.4」を「1.2」に改めた。
⁽⁹⁵⁾ アダムズ式を政党間の議席配分に採用した場合、1票でも得た政党には必ず1議席を配分することになり適切とはいえないので、ここでは人口に比例して定数を配分する例を挙げた。
⁽⁹⁶⁾ 実際には数値を0で除することはできないので、0に限りなく近い小さい数で除するものとする。
⁽⁹⁷⁾ 一般的に、アダムズ式は「各地域の人口をある値で除して、それぞれ商の小数点以下の端数を切り上げた数の合計が定数と一致するような除数を見つけた上で、各地域の定数は、その人口を除数で除して得られた商の小数点以下の端数を切り上げた数とする」などと説明される。この意味でフランスの定数配分方式がアダムズ式と同様の考え方ということができる。しかし、アダムズ式が除数式の種類であることに鑑み、ドント式などと同様の方法で説明した。なお、小数点以下の端数の処理方法として切り捨てを用いるのがドント式、四捨五入を用いるのがサンラグ式、切り上げを用いるのがアダムズ式と言えよう。
⁽⁹⁸⁾ 市村 前掲注(90), p.29.

政党の得票率に定数を掛けると A 党 29.7 議席、B 党 16.2 議席、C 党 4.59 議席、D 党 3.51 議席であるのに対し、ドント式で配分すると A 党 31 議席、B 党 16 議席、C 党 4 議席、D 党 3 議席となる。A 党について取り分制約を満たしていない。

このようにドント式は取り分制約を満たさない場合がしばしば生じる。サンラグ式も理論的には取り分制約を満たさないことはあり得るが、ドント式に比べてその可能性は非常に小さいとされている。⁽⁹⁹⁾

4 配分方式の比較

上記のとおり、各比例配分方式には長所と短所があり、どの方式が理想的かを一概に決めることは困難である。議員定数の配分と政党への議席配分でも何を理想とするかは異なる。どの配分方式が大政党に有利か、小政党に有利かという点も、得票の分布によって有利不利が変化するので一概には言えない。しかし、一般的にはドント式が大政党に有利であり、ヘアー式最大剰余法やサンラグ式が本来の比例配分に近いとされている⁽¹⁰⁰⁾。

(99) バリンスキー、ヤング 前掲注(89)

(100) 市村充章「選挙制度の中の数 (1)」『選挙時報』46 卷 11 号, 1997.11, pp.1-10.

参考文献

【諸外国の制度を解説した資料】

- ・三輪和宏「諸外国の下院の選挙制度（資料）」『レファレンス』671号, 2006.12, pp.68-97. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999787_po_067106.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- ・佐藤令「諸外国の選挙制度—類型・具体例・制度一覧—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.721, 2011.8.25. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050467_po_0721.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- ・佐藤令「諸外国における選挙区割りの見直し」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.782, 2013.4.4. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8179798_po_0782.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- ・那須俊貴「二院制諸国における選挙制度・任命制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.861, 2015.3.27. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9111354_po_0861.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- ・那須俊貴「諸外国の選挙権年齢及び被選挙権年齢（資料）」『レファレンス』779号, 2015.12.15, pp.145-153. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9578222_po_077907.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

【本資料で採り上げた各国についての資料】

1 イギリス

- ・Sir Malcom Jack, ed., “Chapter 2. Elections,” and “Chapter 3. Disqualification for membership of either House,” *Erskine May's Treatise on the Law, Privileges, Proceedings and Usage of Parliament*, 24th. ed., London: LexisNexis, 2011, pp.19-45.

2 アメリカ

- ・廣瀬淳子「アメリカ連邦議会議員選挙制度—中間選挙をめぐる課題—」『レファレンス』772号, 2015.5, pp.23-42. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9368694_po_077202.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- ・*Guide to U.S. Elections*, 7th ed., Washington, D.C.: CQ Press, 2016.

3 カナダ

- ・カナダ連邦選挙庁（Elections Canada）ウェブサイト <<http://www.elections.ca/home.aspx>>

4 フランス

- ・服部有希「フランスの選挙制度及び政治家等の資産公開制度の改革」『外国の立法』No.254, 2012.12, pp.35-72. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023708_po_025403.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- ・増田正「フランスの選挙制度改革をめぐる議論」『選挙研究』31巻1号, 2015.6, pp.19-29.

5 オーストラリア

- ・オーストラリア選挙委員会（Australian Electoral Commission）ウェブサイト <<http://www.aec>

gov.au/>

6 スペイン

- ・内務省 (Ministerio del Interior) ウェブサイト <<http://www.infoelectoral.mir.es/>>

7 ベルギー

- ・内務省 (Service public fédéral Intérieur) ウェブサイト <<http://www.elections.fgov.be/index.php?id=1622&L=0>>
- ・Kris Deschouwer, *The Politics of Belgium*, 2nd ed., Basingstoke, Hampshire: Palgrave Macmillan, 2012, pp.113-147.

8 スウェーデン

- ・選挙管理委員会 (Valmyndigheten) ウェブサイト <<http://www.val.se/>>

9 デンマーク

- ・安田隆子「デンマークの選挙制度」『レファレンス』769号, 2015.2, pp.29-42. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8969568_po_076902.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>
- ・社会問題内務省 (Social- og Indenrigsministeriet) ウェブサイト <<http://valg.sim.dk/valg.aspx>> (英語版は <<http://elections.sim.dk/>>)
- ・Jørgen Elklit et al., eds., *The Parliamentary Electoral System in Denmark*, Copenhagen: Ministry of the Interior and Health and the Danish Parliament, 2011. <http://www.thedanishparliament.dk/Publications/~media/PDF/publikationer/English/The%20Parliamentary%20Electoral%20System%20in%20Denmark_samlet%20pdf.ashx>

10 イタリア

- ・芦田淳「イタリアにおける選挙制度改革」『外国の立法』No.230, 2006.11, pp.132-147. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000335_po_023006.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>
- ・芦田淳「海外法律情報 イタリア 統治機構改革の行方—憲法改正委員会最終報告書と両院選挙法違憲判決—」『論究ジュリスト』9号, 2014春, pp.128-129.
- ・芦田淳「【イタリア】違憲判決を踏まえた下院選挙制度の見直し」『外国の立法』No.264-1, 2015.7, pp.12-13. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9446690_po_02640106.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>

11 ドイツ

- ・河島太朗・渡辺富久子「【ドイツ】連邦選挙法の第22次改正」『外国の立法』No.255-1, 2013.4, pp.2-5. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8196094_po_02550101.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>
- ・西平重喜「ドイツ連邦議会議員選挙の議席配分」『選挙研究』31巻1号, 2015.6, pp.30-43.
- ・山口和人「ドイツの選挙制度改革—小選挙区比例代表併用制のゆくえ—」『レファレンス』737号, 2012.6, pp.29-50. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3499400_po_073702.pdf?>

contentNo=1&alternativeNo=>

- ・ 連邦選挙長 (Bundeswahlleiter) ウェブサイト <<https://www.bundeswahlleiter.de/>> (英語版は <<https://www.bundeswahlleiter.de/en/index.html>>)
- ・ Bundeswahlleiter, "Erläuterung des neuen Verfahrens der Umrechnung von Wählerstimmen in Bundestagsitze," 9.10.2013. <https://www.bundeswahlleiter.de/de/aktuelle_mitteilungen/downloads/20131009_Erl_Sitzzuteilung.pdf>
- ・ "Wahlssystem der Bundestagswahl 2013." Wahlen, Wahlrecht und Wahlsysteme Website <<http://www.wahlrecht.de/bundestag/>>

12 ニュージーランド

- ・ 安田隆子「ニュージーランドの選挙制度に関する 2011 年国民投票 (短報)」『レファレンス』736 号, 2012.5, pp.43-51. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3493188_po_073603.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- ・ 選挙委員会 (Electoral Commission) ウェブサイト <<http://www.elections.org.nz/>>

13 ロシア

- ・ 上野俊彦「ロシア連邦の下院選挙制度」『選挙研究』31 卷 1 号, 2015.6, pp.56-70.
- ・ 小泉悠「【ロシア】下院選挙制度改革に向けた法改正」『外国の立法』No.259-1, 2014.4, pp.20-21. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8562410_po_02590109.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- ・ ロシア連邦中央選挙委員会 (Центральная избирательная комиссия Российской Федерации) ウェブサイト <<http://www.cikrf.ru/>> (英語版は <<http://www.cikrf.ru/eng/>>)

14 韓国

- ・ 中央選挙管理委員会 (중앙선거관리위원회) ウェブサイト <<http://www.nec.go.kr/>> (英語版は <http://www.nec.go.kr/engvote_2013/main/main.jsp>)
- ・ 藤原夏人「【韓国】選挙区割り方式の見直し」『外国の立法』No.264-1, 2015.7, pp.18-19. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9446693_po_02640109.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- ・ 藤原夏人「【韓国】選挙をめぐる最近の動向— SNS、在外選挙、選挙区画定—」『外国の立法』No.251-1, 2012.4, pp.18-19. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487662_po_02510108.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

【比例配分方式に関する資料】

- ・ 市村充章「選挙制度の中の数 (1) (2) (3) (19) (20) (21)」『選挙時報』46 卷 11 号 -49 卷 3 号, 1997.11-2000.3.
- ・ 西平重喜『各国の選挙—変遷と実状—』木鐸社, 2003, pp.79-125.
- ・ M.L. バリンスキー・H.P. ヤング (越山康監訳, 森哲男訳)『公正な代表制—ワン・マン・ワン・ヴォートの実現を目指して—』千倉書房, 1987, pp.17-19, 107-113. (原書名: M.L. Balinski and H.P. Young, *Fair representation*, c1982.)

「基本情報シリーズ」

既刊

| | |
|----------------------------|----------|
| ⑦各国憲法集(1) スウェーデン憲法 | 2012年 1月 |
| ⑧各国憲法集(2) アイルランド憲法 | 2012年 3月 |
| ⑨各国憲法集(3) オーストリア憲法 | 2012年 3月 |
| ⑩各国憲法集(4) カナダ憲法 | 2012年 3月 |
| ⑪各国憲法集(5) ギリシャ憲法 | 2013年 2月 |
| ⑫各国憲法集(6) スイス憲法 | 2013年 3月 |
| ⑬各国憲法集(7) オランダ憲法 | 2013年 3月 |
| ⑭わが国が未批准の国際条約一覧(2013年1月現在) | 2013年 3月 |
| ⑮各国憲法集(8) ポルトガル憲法 | 2014年 2月 |
| ⑯主要国の憲法改正手続 | 2014年 8月 |
| ⑰欧米主要国の議会による情報機関の監視 | 2014年 9月 |
| ⑱各国憲法集(9) フィンランド憲法 | 2015年 3月 |
| ⑲ドイツ民法Ⅰ(総則) | 2015年 3月 |
| ⑳ドイツ民法Ⅱ(債務関係法) | 2015年 6月 |
| ㉑各国憲法集(10) ハンガリー憲法 | 2016年 3月 |

調査資料 2015-1-c
基本情報シリーズ②

諸外国の下院の選挙制度

平成 28 年 3 月 31 日発行
ISBN 978-4-87582-787-0

国立国会図書館調査及び立法考査局
〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1
電話 03(3581)2331
bureau@ndl.go.jp

*本書は、下記に掲載の PDF ファイルでもご覧いただけます。

- ・「調査の窓」の「刊行物」のページ
- ・国立国会図書館ホームページ<<http://www.ndl.go.jp/>>
トップ>国会関連情報>調査資料>2016年刊行分

Lower House Electoral Systems in Foreign Countries

Research and Legislative Reference Bureau

National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : bureau@ndl.go.jp

Research
Materials
2015-1-c

ISBN 978-4-87582-787-0

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。